

江津市地域防災計画（案）

【震災対策編】

令和7年2月

江津市防災会議

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 計画の概要.....	3
第2章 防災の基本理念及び施策の概要.....	5
第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項.....	9
第4章 江津市の防災環境.....	11
第5章 地震被害想定.....	15
第6章 関係機関等の処理すべき防災事務または業務の大綱.....	27
第7章 計画の運用等.....	31
第2編 地震災害対策計画.....	33
第1章 地震災害予防計画.....	35
第1節 地盤災害の予防	36
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防.....	39
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	48
第4節 地震時の情報の収集体制.....	50
第5節 防災活動体制の整備.....	51
第6節 情報管理体制の整備.....	53
第7節 広報体制の整備	55
第8節 避難予防対策	57
第9節 火災予防	66
第10節 救急・救助体制の整備.....	68
第11節 医療体制の整備	69
第12節 交通確保・規制体制の整備.....	70
第13節 輸送体制の整備	71
第14節 防災施設、装備等の整備.....	73
第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備.....	74
第16節 廃棄物等の処理体制の整備.....	76
第17節 防疫・保健衛生体制の整備.....	77
第18節 消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化.....	78
第19節 企業（事業所）における防災の促進.....	79
第20節 災害ボランティアの活動環境の整備.....	80
第21節 防災教育	81
第22節 防災訓練	84
第23節 要配慮者の安全確保体制の整備.....	85
第24節 孤立地区対策	87
第25節 帰宅困難者対策	89
第26節 調査研究	92

第2章	地震災害応急対策計画.....	93
第1節	応急活動体制	93
第2節	災害情報の収集・伝達.....	103
第3節	災害広報	110
第4節	広域応援体制	113
第5節	自衛隊の災害派遣体制.....	114
第6節	災害救助法の適用	115
第7節	避難活動	116
第8節	消防活動	118
第9節	救急・救助活動	119
第10節	医療救護	120
第11節	警備活動（県警の対応）.....	121
第12節	交通確保、規制	124
第13節	緊急輸送	126
第14節	浸水、土砂災害対策.....	127
第15節	施設等の応急対策.....	129
第16節	要配慮者の安全確保.....	132
第17節	孤立地区対策	133
第18節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給.....	134
第19節	災害ボランティアの受入れ、支援.....	136
第20節	文教対策	137
第21節	廃棄物等の処理	139
第22節	防疫・保健衛生、環境衛生対策.....	141
第23節	遺体対策	143
第24節	住宅確保及び応急対策.....	144
第25節	農林漁業関係被害の拡大防止.....	145
第26節	帰宅困難者対策	146
第3章	地震災害復旧・復興計画.....	149
第1節	災害復旧事業の実施.....	149
第2節	生活再建等支援対策の実施.....	150
第3節	激甚災害の指定	153
第3編	津波災害対策計画.....	155
第1章	津波災害予防計画.....	157
第1節	津波災害の予防	157
第2節	情報伝達体制の整備.....	160
第3節	防災活動体制の整備.....	163
第4節	避難予防対策	166
第5節	救急・救助、医療体制の整備.....	169
第6節	交通確保、輸送体制の整備.....	171
第7節	食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備.....	173
第8節	要配慮者等安全確保体制の整備.....	176
第9節	防疫・保健衛生体制の整備.....	178
第10節	防災知識の普及・啓発及び防災訓練.....	179

第2章	津波災害応急対策計画.....	185
第1節	応急活動体制	185
第2節	災害情報の収集・伝達及び広報.....	190
第3節	避難活動	200
第4節	救急・救助、医療及び警備活動.....	202
第5節	緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動.....	204
第6節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給.....	206
第7節	要配慮者の安全確保.....	208
第8節	文教対策	210
第9節	防疫・保健衛生等に関する活動.....	211
第10節	応急復旧及び二次災害の防止活動.....	213
第11節	住宅確保及び応急対策.....	217
第12節	農林漁業関係被害の拡大防止.....	218
第3章	津波災害復旧・復興計画.....	219
第1節	災害復旧事業の実施.....	219
第2節	生活再建等支援対策の実施.....	220
第3節	激甚災害の指定	223

第 1 編 総 則

第1章 計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江津市防災会議が作成する計画であり、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における災害のうち風水害及び事故災害対策に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

第2 計画の性格等

1 計画の前提

この計画は、市域の防災のうち震災対策の基本計画であり、本編第5章「地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、芸予地震、東日本大震災（東北地方太平洋地震）の教訓を反映する。東日本大震災（東北地方太平洋地震）の教訓としては、「自然現象は不確実性を伴うことから、想定には一定の限界があること」、「市町村の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「震災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援の在り方」などがあげられる。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議において検討を加え、所要の修正をする。

また、国や県からの助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

3 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、災害対策本部及び各班並びに防災関係機関において定める。

4 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに「島根県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

また、他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保に努める。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土

づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。

また、市は、同法13条に基づき、市の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として江津市国土強靱化地域計画を策定している。

市は、国土強靱化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜国土強靱化に関する基本目標＞

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- 4 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための＜事前に備えるべき目標＞

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6 計画の周知、習熟

この計画は、市及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は県民にも広く周知徹底する。

また、災害対策本部各班並びに防災関係機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高める。

また、市民への周知を図るため、女性、障がい者、高齢者など多様な視点に配慮した広報・啓発活動に努める。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念

- (1) 江津市は、自然条件からみて台風、洪水、高潮、地震・津波等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守るとは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

早急かつ安全な対策の樹立については、本市の地域特性の現況に即した、総合的・長期的視野に立った防災対策の計画的な推進を図る必要がある。

- (2) 大規模地震災害時においては、下表に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が発生することが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。

また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- (3) 災害対策の実施にあたっては、市、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、市、国、県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、国、公共機関、県、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- (4) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

【災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例】

危険等	内 容
災害による 人命危険	・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険 ・転倒・落下した家具による人命危険 ・ブロック塀等の倒壊による人命危険 ・津波による人命危険 ・地震火災による人命危険 ・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険 ・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険 ・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による 生活上の制約 (障害)	・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路・通信等）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

1 周到でかつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

ア 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

ア 災害に強い市土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努める。併せて、消防団・自主防災組織等^(※1)の育成強化、災害ボランティア^(※2)活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

ウ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム・漁業無線等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

オ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

2 迅速かつ円滑な震災応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を

要する者（以下「要配慮者^(※3)」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

- (2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- ア 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。
- イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。
- ウ 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。
- エ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- オ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- カ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難受入活動を行う。
- キ 被災者等への確かつわかりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。
- ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ケ 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
- シ 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- ス ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

- (2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

- オ 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。
- カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- キ 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織：「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。
- * 2 災害ボランティア：個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- * 3 要配慮者：高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市町村間の相互支援体制を構築すること。また、市、国、県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めることとし、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意すること。

第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第6 津波災害対策の充実に係る事項

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

- ・発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

第7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に係る事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、市は県と連携して、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第4章 江津市の防災環境

第1 自然環境の特性

本市は、島根県の海岸部中央やや西寄りにあり、中国地方最大の川である江の川の河口部に位置する。東は大田市及び川本町、西は浜田市、南は邑南町に接し、日本海に面する海岸部の延長は約19km、北西から南東へ16km、総面積は268.24km²で、その約8割を森林が占めている。

山系は、海岸部に並行して北東から南西に連なる階段構造であり、県境をなす中国山系が1,200m級、中山山系が800m級、最も海岸寄りに500mの連山からなり、いずれも中生代以後の火成岩体である。市内で最も高い西山で593mであり、比較的高い山は市の南東部の大田市温泉津町境及び桜江地域に集まっている。これらの前山として、島の星山を中心とする連山及び大久保山を中心とする連山が乱立している。これらの山は概して急であり、集落間を離間する交通の障害を伴っている。

第2 震災への対応方策

島根県周辺で発生すると思われる地震は、過去の記録や島根県が想定した地震からして、当市に被害を与えるものと考えられる。一旦地震被害を受けると、その被災規模は甚大なものとなることから、日頃からの対策や関係機関との協議を踏まえ、事前対応が重要と考える。地震による被害は、地盤との関連が非常に強く、今後の地震による被害の軽減策の一環として、地盤の状況を把握することが必要である。

本市の現状においても、都市化の進展や発生時期等社会的、自然的条件の変化により、倒壊家屋の増加や火災の発生等被害の増大が予想され、阪神・淡路大震災のような大規模な震災も予想されるので、これら地震被害に対し的確な対応ができるよう態勢を整える必要がある。

また、地震による津波の発生は、長い海岸線を有する本市に甚大な被害をもたらすおそれがある。

現在では予報技術の発達、気象庁と報道機関の連携強化により迅速な対応がとられているが、今後とも津波に関する警戒に努め、住民の安全確保に努める必要がある。

第3 防災対策推進上の留意点

住民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げる項目に留意する必要がある。

1 自主防災の強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

2 要配慮者対策の推進

ア 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細やかな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、平常時から避難行動要支援者^{(*)1}の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者^{(*)2}

が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

ウ 本市は、中山間地が多く高齢化が進んでいる。このため、市は日常から要配慮者の把握に努めるとともに、市全域の危険箇所を把握し、適切な避難が行えるよう配慮して道路整備を図る。

また、即効性のあるマニュアルの作成等、住民の意識啓発を図り防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事に即応できる体制づくりに努める。

(注)

* 1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

* 2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

3 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

4 災害リスクに関する取組

平成 27 年 3 月に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興」の4つの優先行動を実施し、災害リスク損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

5 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第4 災害履歴

【過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）主な地震、津波災害】

発震年月日		震 源			規模 (M)	記 事
西暦	日本歴	震源地	北緯	東経		
1872. 3. 14	明治 5. 2. 6	浜田 (石見浜田地震)	35. 15	132. 1	7. 1	死者 600 余、家屋 5,000 戸以上、津波あり
1950. 8. 22	昭和 25. 8. 22	島根県西部	35° 10. 2	132° 38. 7	5. 2	壁に亀裂、墓石転倒
1977. 5. 2	昭和 52. 5. 2	島根県東部	35° 09. 0	132° 42. 0	5. 6	住家一部破損 108 棟、非住家被害 55 棟、公共建物被害 129 棟等。
1978. 6. 4	昭和 53. 6. 4	島根県東部	35° 05. 0	132° 42. 0	6. 1	住家半壊 5 棟、住家一部破損 55 棟、非住家被害 27 棟、公共建物被害 7 棟等。
1991. 8. 28	平成 3. 8. 28	島根県東部	35° 19. 4	133° 11. 2	5. 9	壁に亀裂、ヒビ、ガラス割れ、瓦落下など 住家一部破損 22 棟、非住家被害 1 棟、公共建物被害 6 棟等。
1997. 6. 25	平成 9. 6. 25	山口県中部	34° 26. 5	131° 40. 0	6. 6	益田市で震度 5 強 住家一部損壊 3 棟、非住家一部損壊 4 棟、公共建物被害 7 棟等。
2000. 10. 6	平成 12. 10. 6	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	35° 16. 5	133° 20. 9	7. 3	安来、宍道、仁多で震度 5 強 重傷 2 名、軽傷 9 名、住家全壊 34 棟、住家半壊 576 棟、住家一部損壊 3,456 棟等。
2001. 3. 24	平成 13. 3. 24	安芸灘 (芸予地震)	34° 07. 5	132° 42. 5	6. 7	羽須美、桜江、三隅で震度 5 弱 軽傷 3 名、住家一部損壊 10 棟、公共建物被害 1 棟、道路被害 2 箇所等。
2018. 4. 9	平成 30. 4. 9	島根県西部	35° 11. 0	132° 35. 2	6. 1	大田市大田町で最大震度 5 強 重症 2 名、軽傷 7 名、住家全壊 16 棟、住家半壊 58 棟、住家一部損壊 556 棟等。

資料：松江地方気象台、大田市東部を震源とする島根県西部地震記録誌

第5章 地震被害想定

平成30年3月に島根県によって策定された、「島根県地震・津波被害想定調査報告書」の結果に基づく想定地震による災害を想定する。

第1 地震被害想定調査の概要

(1) 調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域（6,708 km²（平成28年10月末現在））

(2) 調査単位

解析・評価を行う単位は、250mメッシュ単位（標準地域メッシュの第3次地域区画の4分の1地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で10mメッシュ単位とした（別途、実施の島根県津波浸水想定図（平成29年3対）の成果を活用）。

(3) 想定ケース

想定時間帯として次の3ケースを想定した。

ア 冬・早朝5時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）

イ 秋・昼12時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる）

ウ 冬・夕刻18時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる）

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データをもとに、

冬：湿度72%、風速17m/s、風向：西南西

秋：湿度76%、風速16m/s、風向：西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

第2 想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10地震とした。

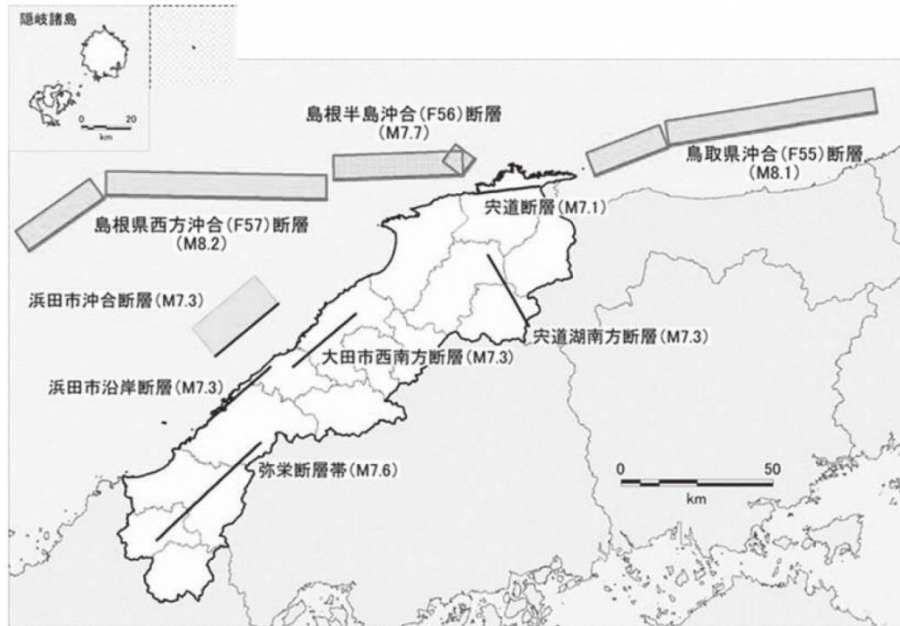
【想定地震一覧表】

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動 の想定	津波 の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査

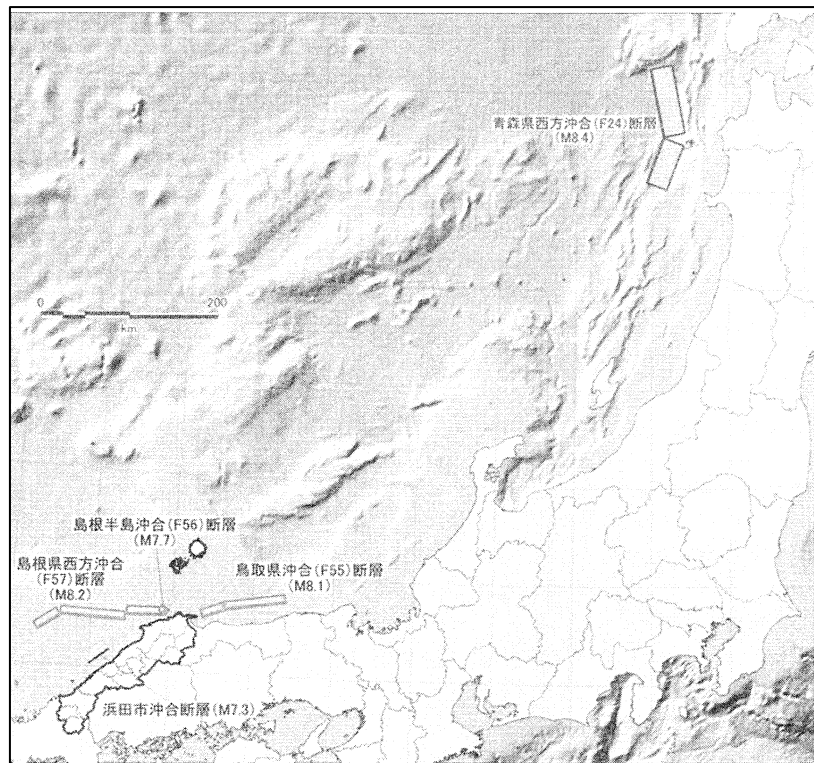
	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動 の想定	津波 の想定	地震のタイプ	想定理由
	島根半島沖合 (F56) 断層 の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層 の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※○：想定対象、－：想定対象外

地震動の想定を対象とした地震の断層位置



津波の想定を対象とした地震の断層位置



第3 想定される被害の概要

(1) 地震動の想定

各地震の最大震度は以下となる。

ア 宍道断層の地震	震度 7
イ 宍道湖南方の地震	震度 6 弱
ウ 大田市西南方の地震	震度 7
エ 浜田市沿岸の地震	震度 7
オ 弥栄断層帯の地震	震度 6 強
カ 鳥取県沖合（F55）断層の地震	震度 6 強
キ 島根半島沖合（F56）断層の地震	震度 7
ク 島根県西方沖合（F57）断層の地震	震度 6 弱
ケ 浜田市沖合断層の地震	震度 6 強

(2) 液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。

- ア 宍道断層の地震
出雲平野を中心に液状化危険度が高い。松江市、安来市においても極めて高い箇所がみられる。
- イ 宍道湖南方の地震
出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所がみられる。
- ウ 大田市西南方の地震
大田市街地を中心に液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町でも極めて高い箇所がみられる。
- エ 浜田市沿岸の地震
浜田市、江津市の沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。
- オ 弥栄断層の地震
益田市西部で液状化危険度が極めて高い。浜田市沿岸の一部でも極めて高い箇所がみられる。
- カ 鳥取県沖合（F55）断層の地震
出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、安来市においても極めて高い箇所がみられる。
- キ 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震
島根半島沖合（F56）断層の地震
出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、大田市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所がみられる。
- ク 出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、大田市においても極めて高い箇所がみられる。
- ケ 浜田市沖合の地震
浜田市、江津市、大田市の沿岸の一部で、液状化危険度が極めて高い。

第4 津波の想定

地震の発生した場所から島根県沿岸までの海底地形及び沿岸部の地形や構造物、河川等陸域の状況も考慮し、到達時間及び津波高を算出した。

各市町村の最大津波高さ及び到達時間

市町村名	F24断層			F28断層			F30断層			F55断層		
	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点
松江市	164	2.94	野波(小 波)漁港	191	4.24	野波(小 波)漁港	213	3.29	野波(小 波)漁港	73	2.37	才港
浜田市	255	1.87	折居漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出雲市	172	2.99	釜浦漁港	195	3.43	釜浦漁港	247	1.63	大社漁港	99	1.40	釜浦漁港
益田市	196	2.28	土田漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田市	228	2.10	仁万漁港	—	—	—	257	1.47	和江漁港	—	—	—
江津市	404	2.18	向の浜海 岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海士町	158	4.89	保々見港	158	4.11	保々見港	174	4.61	保々見港	71	2.55	保々見港
西ノ島町	166	5.55	国賀港	171	6.71	国賀港	—	—	—	50	2.07	別府港
知夫村	176	3.90	知夫漁港	179	2.69	知夫(仁 夫里)漁 港	—	—	—	39	4.30	木佐根港
隠岐の島町	147	6.72	久見漁港	130	5.99	久見漁港	138	3.59	久見漁港	39	5.42	布施漁港
市町村名	F56断層			F57断層			F60断層			浜田市沖合		
	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点	最大波 到達時間 (分)	津波最高 水位(m)	代表地点
松江市	36	2.21	恵曇漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浜田市	—	—	—	40	4.85	折居漁港	—	—	—	15	1.68	浜田港
出雲市	20	4.45	河下港	46	2.04	大社漁港	149	1.55	大社漁港	88	1.25	大社漁港
益田市	—	—	—	47	3.48	土田漁港	—	—	—	22	1.22	土田漁港
大田市	47	1.49	和江漁港	40	4.30	福光海岸	127	1.50	和江漁港	11	2.67	福光海岸
江津市	—	—	—	39	4.33	向の浜海 岸	—	—	—	10	2.74	向の浜海 岸
海士町	61	1.81	保々見港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西ノ島町	33	3.19	国賀港	40	6.31	国賀港	—	—	—	—	—	—
知夫村	33	2.67	知夫漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
隠岐の島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第5 被害想定調査結果（本市に被害が予想されるタイプの地震と被害の種類のみを記載）

① 揺れ・液状化による建物被害(棟)

(大田市西南方断層)

総数	木造						R C 造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	1	0	1	3	8	0	0	0	0	0	0
総数	S造、軽S造						合計					
	揺れ				液状化 秋		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4	9

(浜田市沿岸断層)

総数	木造						R C 造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	2	53	2	55	5	13	0	0	0	0	0	0
総数	S造、軽S造						合計					
	揺れ				液状化 秋		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	4	0	4	1	1	2	57	2	59	6	14

(弥栄断層帯)

総数	木造						R C 造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬		秋	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
総数	S 造、軽 S 造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬		秋	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

(島根半島沖合 (F56) 断層)

総数	木造						R C 造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		冬		秋		冬	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	1	0	1	—	—	0	0	0	0	—	—
総数	S 造、軽 S 造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		冬		秋		冬	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	—	—

(島根県西方沖合 (F57) 断層)

総数	木造						R C 造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬		秋	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	83	1, 648	104	1, 800	1	1	1	8	1	8	0	0
総数	S 造、軽 S 造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬		秋	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	16	91	16	91	0	0	100	1, 747	121	1, 899	1	1

(浜田市沖合断層)

総数	木造						R C 造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬		秋	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	0	58	1	59	9	23	0	0	0	0	0	0
総数	S 造、軽 S 造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬		秋	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18, 205	1	6	1	6	2	2	1	65	1	66	11	25

② 建物倒壊による人的被害(人)

浜田市沿岸断層						浜田市沖合断層					
5時		12時		18時		5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	5	0	3	0	4	0	5	0	5	0	5

島根県西方沖合（F57）断層					
5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
3	148	2	93	3	111

③ 急傾斜地倒壊による人的被害(人)

大田市西南方断層						浜田市沿岸断層					
5時		12時		18時		5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	1	0	0	0	0	0	6	0	3	0	4

浜田市沖合断層					
5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
1	22	1	11	1	14

④ 屋内収容物転倒による人的被害(人)

浜田市沖合断層						島根県西方沖合（F57）断層					
5時		12時		18時		5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	1	0	1	0	1	0	3	0	2	0	2

浜田市沖合断層					
5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	1	0	1	0	1

⑤ ブロック塀倒壊による人的被害(人)

浜田市沖合断層					
5時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	0	0	1	0	1

⑥ 水道被害予測

(大田市西南方断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)
10,251	1	0.00	0	19	0	18	0	4

(浜田市沿岸断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)
10,251	4	0.01	2	157	1	144	1	68

(弥栄断層帯)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)
10,251	1	0.00	0	24	0	22	0	5

(島根半島沖合 (F56) 断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)
10,251	1	0.00	0	37	0	34	0	9

(島根県西方沖合 (F57) 断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)
10,251	63	0.18	31	3,172	30	3,052	29	2,971

(浜田市沖合断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)	率 (%)	影響世帯 (件)
10,251	5	0.01	2	236	2	219	1	120

⑦ 下水道被害予測

普及率 (%)	下水処理 人口 (人)	延長 (km)	宍道断層		宍道湖南方断層		大田市西南方断層	
			被害延長 (km)	影響人口 (人)	被害延長 (km)	影響人口 (人)	被害延長 (km)	影響人口 (人)
34.3	9,526	70	0	1	0	2	0	11
-			浜田市沿岸		弥栄断層帯		鳥取県沖合 (F55) 断層	
			被害延長 (km)	影響人口 (人)	被害延長 (km)	影響人口 (人)	被害延長 (km)	影響人口 (人)
			0	19	0	23	0	3
			島根半島沖合 (F56) 断層 (断層南傾斜)		島根県西方沖合 (F57) 断層		浜田市沖合断層	
			被害延長 (km)	影響人口 (人)	被害延長 (km)	影響人口 (人)	被害延長 (km)	影響人口 (人)
			0	30	1	155	0	22

⑧ 電柱被害と普通回線数

電柱本数(本)	浜田市沿岸断層		浜田市沖合断層	
	被害本数(本)	不通回線(件)	被害本数(本)	不通回線(件)
5,296	2	20	2	28
-	島根県西方沖合 (F57) 断層			
	被害本数(本)	不通回線(件)		
	5	61		

⑨ 電柱被害と停電件数

契約口数 (件)	電柱本数 (本)	浜田市沿岸断層		浜田市沖合断層	
		被害本数(本)	停電件数(件)	被害本数(本)	停電件数(件)
10,339	9,692	3	45	4	64
		島根県西方沖合（F57）断層			
		被害本数 (本)	停電件数(件)		
		9	137		

⑩ プロパンガス被害件数

家庭用需要数(件)	業務・農業・ 工業用需要数 (件)	浜田市沿岸断層		浜田市沖合断層	
		家庭用	業務・農業・ 工業用	家庭用	業務・農業・ 工業用
9,268	741	6	0	11	1

⑪ 鉄道被害予測(不通駅間数)

浜田市沿岸断層の地震タイプで、JR線（山陰本線）の不通区間が1件発生する。

⑫ 避難所生活者(人)

大田市西南方断層					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
21	11	11	6	9	5
浜田市沿岸断層					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
153	78	88	47	45	24
弥栄断層帯					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
18	9	6	3	2	1
青森県西方沖合（F24）断層					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
7	4	7	4	2	1
島根半島沖合(F56)断層					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
24	13	7	4	1	0
島根県西方沖合(F57)断層					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
3,095	1,666	2,975	1,602	1,095	590
浜田市沖合断層					
1日後～3日後		7日後		1ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
312	168	239	129	68	37

⑬ 帰宅困難者(人)

従業地・ 通学地	常住地										
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町
江津市	16	1,116	41	51	498	2	-	3	1	2	99
従業地・ 通学地	常住地										
	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	沖の島町	知夫村	県外	帰宅困難者	
江津市	18	86	2	1	-	-	-	-	85	2,021	

⑭ 食料需給量

大田市西南方断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
21	0	77	28
浜田市沿岸断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
153	1	553	202
弥栄断層帯			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
18	0	63	23
青森県西方沖合(F24)断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
7	0	25	9
島根半島沖合(F56)断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
24	0	88	32
島根県西方沖合(F57)断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
3,095	24	11,141	4,071
浜田市沖合断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活0歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
312	2	1,125	411

⑮ 給水需要量(トン)

浜田市沿岸断層			浜田市沖合断層		
1日後	2日後	7日後	1日後	2日後	7日後
1	1	1	2	2	1
島根県西方沖合(F57)断層					
1日後	2日後	7日後			
25	24	23			

⑯ 生活必需品需要量

大田市西南方断層					浜田市沿岸断層				
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ	ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
1	30	43	9	16	4	215	307	63	117
弥栄断層帯					青森県西方沖合 (F24) 断層				
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ	ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
0	25	35	7	13	0	10	14	3	5
島根半島沖合 (F56) 断層					島根県西方沖合 (F57) 断層				
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ	ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
1	34	49	10	19	73	4,338	6,189	1,273	2,354
浜田市沖合断層									
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ					
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)					
7	438	625	129	238					

⑰ 災害廃棄物発生量推計値(千トン)

大田市西南方断層			浜田市沿岸断層			浜田市沖合断層		
可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
0	1	1	1	3	4	1	5	6
島根県西方沖合 (F57) 断層								
可燃物	不燃物	合計						
14	55	68						

⑱ 災害用トイレ需要量(基)

浜田市沿岸断層	島根半島沖合 (F56) 断層	島根県西方沖合 (F57) 断層	浜田市沖合断層
1	1	32	3

⑲ エレベーター停止台数(基)

宍道断層				宍道湖南方断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
-	0	1	1	-	0	3	3
大田市西南方断層				浜田市沿岸断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
-	0	20	20	1	0	29	29
弥栄断層帯				青森県西方沖合 (F24) 断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
-	0	20	20	-	-	-	-
鳥取県沖合 (F55) 断層				島根半島沖合 (F56) 断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
-	0	3	3	-	0	9	9
島根県西方沖合 (F57) 断層				浜田市沖合断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
-	0	18	18	6	0	33	38

⑳ 建物被害(揺れ・液状化)による直接経済被害額(建物被害:億円)

大田市西南方断層			浜田市沿岸断層			弥栄断層帯		
建物被害	関連被害	計	建物被害	関連被害	計	建物被害	関連被害	計
3	2	4	11	6	17	1	1	1
島根県西方沖合 (F57) 断層			浜田市沖合断層					
建物被害	関連被害	計	建物被害	関連被害	計			
245	112	357	16	10	26			

㉑ 家財被害額予測結果(億円)

浜田市沿岸断層	島根県西方沖合 (F57) 断層	浜田市沖合
2	43	3

㉒ 償却資産被害額予測結果(億円)

大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	島根県西方沖合 (F57) 断層	浜田市沖合断層
1	3	43	4

㉓ 在庫資産被害額予測結果(億円)

浜田市沿岸断層	島根県西方沖合 (F57) 断層	浜田市沖合
2	27	3

第6章 関係機関等の処理すべき防災事務または業務の大綱

第1 関係機関等の処理すべき防災事務または業務の大綱

江津市、江津邑智消防組合、江津市の区域を管轄する指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて、江津市の地域に係る防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処理すべき防災事務または業務の大綱
江 津 市		(1) 江津市防災会議及び江津市災害対策本部に関する事務 (2) 江津市の地域に係る災害予防、災害応急対策の実施 (3) 江津市の管理に属する施設の災害復旧
江津邑智消防組合 (消防署)		(1) 市の区域の防災に関し、江津市、指定地方行政機関、指定公共、指定地方公共機関の処理するものを除く消防及び救助に関する業務
島 根 県		(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防、災害応急対策の実施 (4) 県の管理に属する施設の災害復旧
指定地方行政機関	浜田海上保安部	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における公安警備 (4) 海上災害防止に関する防災思想の普及 (5) 海上における安全確保、船舶交通の規制
	国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所	(1) 直轄河川、一般国道指定区間の防災管理及び災害復旧に関すること。 (2) 国土交通大臣が指定した河川区域における水防警報の発表通知に関すること。 (3) 国土交通大臣が指定した河川における洪水予報の伝達に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（緊急災害対策派遣隊の派遣）の実施
	松江地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	中国四国農政局松江地域センター	(1) 主要食料の売渡し等
	島根県企業局西部事務所	(1) 江の川水道の給水管理 (2) 八戸ダムに係る発電所管理
	浜田県土整備事務所	(1) 災害時の管内県機関に関わる応急対策の実施に必要な総合調整 (2) 災害時における情報収集及び伝達 (3) 市と県庁との連絡調整 (4) 管内区域の県管理の土木施設及び農林土木施設の被害調査、災害応急対策及び災害復旧 (5) ダム施設の防災管理
	浜田保健所	(1) 災害時における管内区域の保健及び環境衛生対策

機 関 名		処理すべき防災事務または業務の大綱
	西部農林水産振興センター	(1) 管内区域の県管理の農作物等の応急対策及び災害復旧 (2) 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること (3) 漁業共同施設の災害に関すること (4) 漁港の災害対策に関すること (5) 災害時（津波災害）における漁船に関すること (6) 家畜・畜産物等の応急対策及び災害復旧
	江津警察署	(1) 災害情報の収集、伝達 (2) 被害者の避難誘導 (3) 被害者の救出、救助 (4) 行方不明者の搜索、死体搜索、見分 (5) 交通秩序の維持その他地域安全対策
指定公共機関	江津郵便局	(1) 郵便物の適正迅速な受配 (2) つなぎ資金融通等
	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保
	西日本電信電話株式会社島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社島根営業所	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	KDD I 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社NTTドコモ中国支社島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等予報及び警報の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 管理道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指定地方公共機関	石見交通株式会社	(1) 陸路による緊急輸送による確保 (2) 運航船舶の安全管理及び事故対策
	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社FM山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	一般社団法人 島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	公益社団法人 島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	一般社団法人 島根県LPガス協会	(1) LPガス施設の防災管理と災害復旧 (2) LPガスの供給
	石見ケーブルビジョン株式会社	(1) 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 (2) その他災害に関する広報活動
	江津市土地改良区	(1) 各土地改良区域内の水門、水路、溜池等の施設の防災管理及び災害復旧 (2) 各土地改良区内の湛水の防除

機 関 名		処理すべき防災事務または業務の大綱
	島根県農業協同組合	(1) 緊急物資の調達 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん
	江津市森林組合 邑智郡森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん (3) 民有地に対する防災林育成の指導及び山崩れ危険箇所の調査に対する協力
	漁業協同組合 J F しまね 浜田支所江津出張所 江川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん (3) 津波、気象等の予・警報の伝達及び非難誘導についての協力 (4) 流出油の防除 (5) 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
	江津商工会議所 桜江町商工会	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん (3) 被災会員に対する融資のあつせん
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療並びに助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 陸路による緊急輸送についての協力
	江津市社会福祉協議会	(1) 救助対象者の調査についての協力 (2) 生活困窮者に対する世帯更生資金の融資のあつせん
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	学校法人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時受入等応急措置についての協力
	危険物関係施設管理者	(1) 危険物の保安措置
	L P ガス取扱機関	(1) L P ガス施設の防火管理 (2) L P ガスの供給

第2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、住民及び事業所の責務

1 市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

2 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政

機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をする。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、市地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性または公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民及び事業者の責務

住民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて本市防災行政に寄与するとともに、市が行う各種防災業務及び災害対応業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に地震・津波災害に備える必要がある。

イ 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

ウ 住民は、地震・津波災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、住民及び市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品または役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、市、県及び国が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務に協力するとともに、事業の実施に際しては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第7章 計画の運用等

第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施にあたり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものであるかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。

また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

市は、県及び他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第2 災害時の運用

発災時は、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第 2 編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画

本市における周到でかつ十分な地震災害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

第1 地震、津波災害に強いまちづくり

地震・津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し、最小限に止められるよう、地震、津波災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、地盤災害、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 地震災害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

地震災害発生直後の初動段階、避難救援期における応急対策を効果的に推進するための各種応急対策活動体制及び活動要領等を整備しておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や災害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、地震・津波警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、地震、津波、火災等に対応する避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより耐震性の確保に努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第3 防災教育の推進

地震、津波災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の育成・強化、NPO・災害ボランティア等の活動環境の整備、防災機関職員及び県民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 地盤災害の予防

地震による被害は地盤によって大きく異なります。地震による被害を未然に予防または軽減するためには、市域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要があります。しかし、地盤の危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状です。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していきます。

■主な実施担当 土木建設課 ・ 事業推進課 ・ 都市計画課
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 国土交通省浜田河川国道事務所

第1 崩壊危険地域の予防対策

1 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、以下の対策を促進する。

風水害等対策編第2編第1章第2節「土砂災害の予防」を参照。

2 急傾斜地崩壊危険区域

風水害等対策編第2編第1章第2節「土砂災害の予防」を参照。

3 土石流災害の予防対策

風水害等対策編第2編第1章第2節「土砂災害の予防」を参照。

4 土砂災害防止法による防止対策

風水害等対策編第2編第1章第2節「土砂災害の予防」を参照。

第2 液状化危険地域の予防対策

1 液状化現象の調査研究

沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

市は、県等防災関係機関と協力して大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、市域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の住民への普及に努める。

2 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

ア 地盤改良による工法

- a 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
- b 振動または衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）
- c 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- d 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- e 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

イ 構造物で対応する方法

- a 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- b 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

- a 置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。
- b 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。
- c 基礎杭を用いる。

(3) 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

ア 管路に施す工法

- a 既存施設の技術的改良
既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。
- b 新設管の耐震化
 - (a) 管渠の設計に先立ち、土質調査もしくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
 - (b) ダクダイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
 - (c) 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

イ 地盤改良工法

上記「(1) 土木施設構造物 ア 地盤改良による工法」に同じ

第3 造成地の予防対策

1 災害防止に関する指導

市は県と連携して、造成地に発生する災害の防止については、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い災害の防止に努める。

3 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

また、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

4 無届採土等への啓発

瓦製造の資材としての「粘土・土」の採取や建築資材としての砂採取等について、無届で行われているケースがある。こうした行為は崖崩れや土砂の流出を招くおそれもあるため、関係団体等と連携して、届出の徹底を啓発する。

第4 土地利用の適正化

1 土地条件の評価

(1) 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

(2) 災害強度評価の実施

上記の情報をを用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していく。

(3) 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般市民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

2 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設は、市民の日常生活、経済活動、また地震発生時の応急活動において重要な役割を果たします。

これらの公共施設について、災害後、直ちに機能回復を図ることはもちろん、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効です。

このため、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針を策定し、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講じます。

■主な実施担当	都市計画課	・	土木建設課	・	事業推進課	・	水道課	・	下水道課
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所								

第1 防災的な土地利用の促進

土地の開発をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、地震・震災に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

第2 建築物の災害予防

1 建築物の防災体系の整備

(1) 建築物の耐震化指針等の策定

建築物の用途や防災上の位置付け及び所在地域の条件等を勘案して耐震性能向上の指針を策定する。

(2) 建築物防災推進体制の整備

耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

(3) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、住民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

(4) 空家等の状況確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行う。

2 一般建築物に対する防災指導

(1) 災害危険区域内における防災指導及び建築制限

地震等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

(2) 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

土砂災害危険区域を中心に、震災時により崖崩れ等の災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。

(3) 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（崖上、崖下等）であり、または衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

3 建築物の耐震化の推進

(1) 防災上重要な建築物の耐震化

市は県と連携して、防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 特定建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「島根県建築物耐震改修促進計画」の実現に向け、法に定める特定建築物（不特定多数の人が利用する建築物、危険物の貯蔵等をとする建築物、多数の者の円滑な通行・避難を困難とするおそれのある建築物）の所有者に対し指導・助言を行うほか、助成制度を活用して耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

市、県及び施設管理者は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀や看板・建物飾りの倒壊または落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。この際、市及び県は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

(4) 社会福祉施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の利用者の安全確保を図るために、耐震化対策を講じていない施設等の管理者に対して、耐震診断や耐震改修について必要に応じ指導または助言を行う。

第3 都市の不燃化の推進

1 消火活動困難地域の解消

市は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

2 延焼遮断帯等の整備

市は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

3 消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第4 防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの確保

(1) 道路の整備

道路は、市民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時においては緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、市内の道路については、道路補修工事实施時に、幅員の狭い道路に対しては、側溝蓋設置等のバリアフリー化や防災的な見地も加味した安全対策を計画的に促進をする。

(2) 孤立集落の安全確保

集落に通ずる道路が1本しかない孤立する可能性のある集落については、接続する道路が落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防止事業を検討する。

(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における土砂災害防止、延焼遮断あるいは避難先として防災上重要な役割をもっている。市は、都市公園法、都市緑地保全法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

都 市 公 園 箇 所	総面積（利用可能面積）	備 考
菰沢公園（浅利地区）	32.83ha（4.7ha）	広域防災の拠点となる都市公園
江津中央公園（嘉久志地区）	17.01ha（16.2ha）	広域防災の拠点となる都市公園

2 都市防災構造化対策の推進

市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。

また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

3 市街地整備事業による整備

既存市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れや、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所があるが、今後も県等と連携し整備を検討していく。

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

第5 工作物対策

1 擁壁の安全化

道路面において擁壁を設置する場合においては設計時に安定性を考慮することになっているが、市は県と連携して、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

2 屋外広告物に対する規制とパトロールの実施

(1) 屋外広告物の規制と指導の強化

建築基準法等の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、震災時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地等については、設置者に対する点検・指導に努める。

(2) 屋外広告物の安全パトロールの実施

9月10日の屋外広告物の日の前後1週間の内、1日を市内一斉パトロールの日として許可広告物を対象に調査を実施する。

第6 市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を行う。

1 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

2 危険地域における住宅等の安全確保のための啓発

土砂災害危険区域を積極的に開示するとともに、震災時の崖崩れやその他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置についての理解を啓発する。

第7 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等に対して講習会を支援し、技術者の養成を図る。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する一級建築士、二級建築士及び木造建築士を対象とした判定士養成講習会への派遣を促し、判定士の養成に努める。

2 被災宅地危険度判定士の養成

地震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築または土木技術者を対象とした宅地判定士養成講習会への派遣を促し、宅地判定士の養成に努める。

3 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定制度

判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県や他の市と密接な連携をとるとともに体制整備に努める。

第8 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、LPGガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電気施設

(1) 発電所等の現況

企業局は、県内に20箇所の発電所及び2箇所の利水ダム（砂防との共同施設）を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社に供給している。

うち、西部事務所の発電所及びダムの概要は、次表のとおりである。

所轄事務所名	西部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m ³ /s]	八戸川第一発電所 江津市桜江町江尾 104-2 江の川水系八戸川 6,300 12.00	八戸川第二発電所 江津市桜江町八戸 1661-34 江の川水系八戸川 2,500 10.00	三隅川発電所 浜田市三隅町下古和 1040-2 三隅川水系三隅川 7,400 4.70
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m ³ /s]	矢原川発電所 益田市美都町宇津川ハ 1407-5 三隅川水系矢原川 100 0.50	御部発電所 浜田市三隅町上古和 913-13 三隅川水系三隅川 460 2.00	大長見発電所 浜田市長見町 934-14 周布川水系周布川 199 0.78
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m ³ /s]	勝地発電所 江津市桜江町八戸 1216-4 江の川水系八戸川 770 3.00	八戸川第三発電所 江津市桜江町八戸 1661-35 江の川水系八戸川 240 0.60	江津高野山風力発電所 江津市二宮町、敬川町、千田町 — 20,700 (2,300kW×9基) —
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m ³ /s]	江津浄水場太陽光発電所 江津市松川町上河戸 703 — — —	— — 430 —	江津地域拠点工業団地太陽光発電所 江津市松川町上河戸 390-17 — — 1,200 —
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m ³ /s]	三隅港臨海工業団地太陽光発電所 浜田市三隅町岡見 6323-2, 7, 9, 10 — — —	— — 1,800 —	石見空港太陽光発電所 益田市市原町、内田町、高津町、飯田町 — — 3,490 —

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

2 ガス施設

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

3 上水道・簡易水道施設

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

4 下水道施設

震災が発生した場合、下水道施設に係る中継ポンプ場及び終末処理場への電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。

また、下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

5 通信施設

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

6 災害発生時の応急体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。
この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える（以下この節において同じ。）。

7 防災資機材の整備

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

8 防災知識の普及・啓発

関係課及び機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第9 交通施設の安全化

1 道路施設

市は県と連携して、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(1) 高速道路等の現況（西日本高速道路株式会社）

（島根県内供用路線）

道路名	区 間	延長 (km)	I C 名
中国縦貫自動車道	吉賀町	22.3	六日市 IC
中国横断自動車道広島浜田線	邑南町～浜田市	36.4	瑞穂 IC、旭 IC、金城スマート IC、 浜田 IC
中国横断自動車道尾道松江線	雲南市～松江市	26.3	三刀屋木次 IC、宍道 IC、松江玉造 IC
山陰自動車道	松江市～出雲市	18.2	斐川 IC、出雲 IC
一般国道9号安来道路	安来市～東出雲町	18.7	安来 IC、東出雲 IC
一般国道9号江津道路	江津市～浜田市	14.5	江津 IC、江津西 IC、浜田東 IC

高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等に基づき、十分な安全対策を講じるとともに、その維持管理にあたっては安全な道路交通の確保に努める。

(2) 災害予防計画

ア 予防のための点検及び耐震性の確保

営業中の高速道路等においては、耐震性を確保するため定期点検を実施し、災害予防措置に努める。

イ 利用者に対する広報活動

災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、災害発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

ウ 資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ各種資機材、生活用品等の備蓄に努める。

(3) 市、県等

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

2 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

3 港湾施設

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

4 漁港施設

風水害等対策編第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

第10 河川、砂防、治山等施設の耐震化

1 河川等施設

(1) 現 況

県内には、斐伊川、飯梨川、伯太川、平田船川、神戸川、静間川、江の川、周布川、三隅川、益田川、高津川等の築堤河川があり、破堤による危険性がある。しかもこれらの河川では、下流部に水門や排水機場を有しており、内水排除を行わなければならない現況である。各河川の下流部は、堆積層となっており、軟弱地盤が多い。

また、沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている海岸保全施設では、沈下、崩壊等の被害が生じる危険性がある。

(2) 対 策

河川堤防は、耐震点検の結果に基づき、今後、河道改修に合わせて必要な対策を行う。海岸保全施設は、耐震点検の結果、緊急に対策を要する箇所はなかったため、今後、定期点検に努め施設の安全性を確保する。また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制とする。

2 砂防等施設

(1) 現 況

本県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、地震による地山のゆるみの増加に伴い、土砂災害の危険性が一層高まることが予想されており、施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

(2) 砂防対策

砂防施設の整備により、避難路・指定緊急避難場所及び指定避難所等の保全を一層推進する。また、地震直後の土石流危険渓流の点検体制の整備及び、砂防ダムへの地震計の設置や、雨量計等の観測機器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体制の周知徹底を図る。

(3) 地すべり防止対策

地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止対策工事の実施に向け、市及び地域住民の協力のもとに、地すべり防止区域の指定の促進を図ると共に、順次対策事業を推進する。また、地震直後の地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

(4) 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。また、地震直後の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図ると共に、地震による災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、市民への危険に対する啓発活動の実施、或いは必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

(5) 治山施設

山腹崩壊地、荒廃渓流、山地災害危険地区の治山施設の整備により、山腹崩壊、土石流から被害の防止を図る。一定規模以上の治山ダムにおいては地震荷重を考慮する。既設の治山施設については、定期点検、緊急点検を実施し、亀裂や洗堀を発見した場合には、早急に補修する。

3 ため池

(1) 現 況

県内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害をおよぼすおそれがある。

(2) 対 策

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、耐震化や統廃合など、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）より、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しています。

島根県の場合、全県地区が対象となることから、江津市では震災予防のため、震災に対する五箇年計画を推進していくこととします。

■主な実施担当 総務課

第1 対象地区

想定地震に基づき、江津市全地区とする。

第2 計画対象事業

- ア 避難地の整備
- イ 避難路の整備
- ウ 消防用施設の整備
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3条のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）または漁港施設（漁港法第3条第1項イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同法第2号イの輸送施設に限る。）の整備
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設の整備
- キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するものの整備
- ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するものの整備
- ケ 公立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築または補強を要するものの整備
- コ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- サ カからコまでに掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するものの整備
- シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設または河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の整備
- ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係わる保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設または土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なものの整備
- セ 地震・震災時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ソ 地震・震災時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政用無線（戸別受信機を含む。）設備その他の施設または設備の整備

- タ 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、緒水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備の整備
- チ 地震・震災時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ツ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震・震災時における応急的な措置に必要な設備または資機材の整備
- テ 老朽住宅密集市街地に係わる地震防災対策
- ト その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの
(シ、ツ、テについては、現段階の計画においては事業がない。)

第4節 地震時の情報の収集体制

地震の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当 総務課

第1 地震情報等の収集体制の整備

江津市を含む全国の観測体制は、震度情報ネットワークシステムにより整備され、地震発生後の震度情報は確実に取得できる状況になっている。今後は、これに加えて、(独)防災科学研究所の高感度地震観測網(防災科研H i - n e t)による情報や、文部科学省地震調査研究推進本部の基盤調査観測(基盤観測網K i k - n e t)データ、気象庁等のデータを活用し、より詳細な情報取得体制を構築し、将来的には緊急地震速報(地震の初期微動(P波)を分析し、震源の位置や強いゆれ(S波)が到達する余裕時間を推定する。)情報に対応すべく、観測データの活用及び観測データを活かした初動体制の充実を図る。

第2 情報の分析整理

1 分析者の確保

収集した情報を的確に分析整理するために情報処理担当者の育成を図る。

2 分析システムの整理

平常時から地形、地質、急傾斜地、崖崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、よりの確な応急活動を支援する。

また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布、活用可能な人材等の情報について整理する。

第5節 防災活動体制の整備

地震災害時の効果的な応急対策を速やかに実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備しておく必要があります。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、市、県、防災関係機関相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む。）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備します。

また、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図ります。

■主な実施担当 総務課 ・ 人事課 ・ 社会福祉課 ・ 政策企画課 ・ 税務課

第1 災害対策本部体制の整備

1 初動（警戒）体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 登庁までの協議体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

3 桜江支所及び地区班の役割の明確化

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

4 災害対策本部室等の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

1 防災中枢機能の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 防災輸送拠点の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第3 広域応援協力体制の整備

1 市・消防本部間の相互協力体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 市、県と自衛隊の連携体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

3 防災関係機関の連携体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

4 広域応援拠点等の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第4 応援計画及び受援計画の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

1 災害救助法等への習熟

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 運用マニュアルの整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

3 災害救助基金の確保

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第6 公的機関の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定にあたっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、市は、特に、災害時の拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第7 複合災害体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第8 罹災証明書の発行体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第6節 情報管理体制の整備

大規模地震災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生します。市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに住民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要です。

そこで、市は、防災関係機関や住民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、県の総合防災情報システムの活用を図っています。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、クラウドコンピューティング技術、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に取り組みます。

震災発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当 総務課 ・ 政策企画課

第1 情報通信設備の整備

1 防災行政用無線

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

2 非常無線

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

3 地域衛星通信ネットワークシステム

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

4 一般電話

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

5 同報系無線の設置拡大

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

6 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

7 双方向の情報連絡手段の活用

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

8 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

第2 警報及び注意報等伝達体制の整備

1 関係機関における伝達の整備

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

2 報道機関における伝達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

第3 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

第4 県総合防災情報システムの運用体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」を参照。

第5 市民に対する情報提供網の整備

1 C A T Vを利用した気象等の情報提供体制の検討

風水害等対策編第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

2 防災関連メール配信の検討

風水害等対策編第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

第6 市民と協働しての情報収集

1 市民による情報の提供

風水害等対策編第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

2 市によるパトロールの実施

風水害等対策編第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

第7節 広報体制の整備

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進します。

■主な実施担当 総務課

第1 広報体制の整備

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び職員に対して特別警報及び警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2 住民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区は、外部の通信確保が最重要であり、様々な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。

また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、被害に関する情報や安否確認等の情報など、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

また、通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 市及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(4) 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電時も含め常に的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

(5) 広報の実施にあたって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

(6) 市は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

(7) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(8) 市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(9) 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第3 報道機関等との連携体制の整備

市及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これらの協定に基づく放送要請の具体的な手続の方法について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前に申し合わせを行うほか、被害、被災者の安否情報等の情報について、事前の申し合わせを行うなど、報道機関、放送事業者及び通信事業者との連携体制を構築しておく。

第4 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の地震災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、県民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、市は関係機関と協議するなど検討しておく。

第8節 避難予防対策

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等が発生するため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されます。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要があります。

このため、避難指示等のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要があります。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。

■主な実施担当 総務課 ・ 学校教育課 ・ 土木建設課
■防災関係機関等 陸上自衛隊第13偵察隊 ・ 江津警察署

第1 避難体制の整備

1 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

また、市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難先への経路及び誘導方法

エ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

a 給水措置

b 給食措置

c 毛布、寝具等の支給

d 衣料、生活必需品の支給

e 負傷者に対する応急救護

f 要配慮者の救護オ 指定避難所の管理に関する事項

オ 指定避難所の管理に関する事項

a 指定避難所の秩序保持

b 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達

c 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

d 受け入れた避難者に対する各種相談業務

e 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保

f 運営責任者の事前選任

g 役割分担の明確化

- カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
 - a 指定避難所
 - b 給水施設
 - c 情報伝達施設
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - (a) 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - (b) 住民に対する巡回指導
 - (c) 防災訓練等
 - b 災害時における広報
 - (a) 広報車による周知
 - (b) 避難誘導員による現地広報
 - (c) 住民組織を通じた広報
- ク 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」参照）
 - a 避難行動要支援者等への情報伝達方法
 - b 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - c 避難行動要支援者の支援における市町村、避難支援等関係者の役割分担

2 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に必要な指導・援助を行う。

(1) 病 院

病院において患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

(2) 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

(3) 不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする都市施設等は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

3 学校等の防災計画等

市は、災害後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるように努める。

学校等は、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

(1) 防災体制の確立

ア 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成にあたっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難にあたっての連絡体制の整備等には、特に留意する。沿岸部にある学校等は、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

イ 防災組織

学校等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、指定避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

ウ 施設及び設備の管理

学校等の管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

a 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

b 安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

エ 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

(2) 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

(3) 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(4) その他

私立学校は、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

4 市、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

5 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第2 避難誘導体制の整備

1 避難計画の習熟と訓練

市は、避難計画及び本編第2章第7節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

2 避難指示等の実施要領の明確化

市長による避難指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、市地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、すでに避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

3 避難者の誘導体制の整備

市は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。
- (2) 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、津波による浸水、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。
- (3) 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。
- (4) 市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 自主避難体制の整備

市は、沿岸部において住民が強い地震に遭遇したとき、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を覚知したとき、または土砂災害や危険物の漏えい等のため自ら危険と判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

5 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。
- カ コミュニティFMを利用して伝達する。
- キ 登録制メールにより伝達する。
- ク 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。
- ケ SNSにより伝達する。
- コ Lアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

市長は、市の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。

また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

6 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導體制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

- a 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- b 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設とする。
- c 周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。
- d 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- e 指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定を取り消した場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、受入人数、家庭動物の受入方法等について、住民へ周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等または天幕を設置し、避難所とする。

- a 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- b 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設。
- c 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- d 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- e 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- f 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- g 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

a 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に指定避難所運営関する役割分担等を定めるよう努める。

b 市及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 要配慮者の特性に合わせた指定避難所の指定・整備

市は、指定避難所の設定にあたり地域の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

ア 福祉避難所の指定

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

イ 福祉避難所の公示

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

2 避難先区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

(1) 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

- (2) 避難先の区分けにあたっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の受入可能な人数に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、道路管理者と連携して通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

市は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

- ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するもの。
- イ 避難路は、相互に交差しないもの。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察署長は避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制を実施する。

4 避難先の住民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- ア 市の広報紙等
- イ 案内板等の設置
 - a 避難先案内図
 - b 避難先表示板
- ウ 防災訓練
- エ 防災啓発パンフレットの作成、配布
- オ 防災マップ等の作成、配布

(注)

*やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語。

5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第4 応急仮設住宅の確保体制の整備

市は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第9節 火災予防

地震による被害のうち、火災は災害時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらします。

地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期します。

■主な実施担当 総務課
■防災関係機関等 消防本部 ・ 江津市消防団

第1 出火防止

1 全体計画

地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具のほか、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、市、消防本部は、耐震装置や過熱防止機構、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

2 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。

また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

第2 初期消火

1 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

2 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

第3 消防力の強化

1 全体計画

災害時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、災害対策として大規模地震や津波災害な

ど多様な災害にも対応する化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

2 現状と短期計画

災害対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。

また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受援を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

第10節 救急・救助体制の整備

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想されます。

このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進します。

■主な実施担当	健康医療対策課	・	総務課						
■防災関係機関等	江津警察署	・	消防本部	・	消防団	・	各医療機関	・	医師会
	浜田保健所								

第1 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

2 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

4 普通救命講習の普及と自動体外式除細動器（AED）の計画的配備

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

5 災害救援ボランティア組織との連携

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

第2 救急・救助用資機材等の整備

1 救急用装備・資機材等の整備方針

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

2 救助用装備・資機材等の整備方針

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

第11節 医療体制の整備

地震時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて機能が停止したり、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想されます。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成など、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進します。

また、特に、災害直後の初期医療体制、後方医療体制、県及び他の市町村等との広域的な連携体制などを考慮して対策を進めていく必要があります。緊急時の医療救護を迅速に行えるよう、体制の整備に努めます。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPA T実施要領」によります。

■主な実施担当	健康医療対策課
■防災関係機関等	各医療機関 ・ 医師会 ・ 浜田保健所

第1 情報収集管理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第2 医療救護体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第3 後方搬送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第4 防災訓練

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第5 救護所開設に向けての体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第12節 交通確保・規制体制の整備

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要です。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進します。

■主な実施担当 土木建設課

■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 ・ 西日本旅客鉄道(株) ・ 浜田県土整備事務所

第1 交通規制の実施責任者

風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保、規制体制の整備」を参照。

第2 交通規制の実施体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保、規制体制の整備」を参照。

第3 緊急通行車両の確認申請及び規制除外車両の事前届出

1 緊急通行車両の確認申出

風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保、規制体制の整備」を参照。

2 規制除外車両の事前届出

風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保、規制体制の整備」を参照。

3 届出済証の交付と確認

風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保、規制体制の整備」を参照。

第13節 輸送体制の整備

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要です。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、舟艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進します。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| ■主な実施担当 | 土木建設課 |
| ■防災関係機関等 | 貨物自動車運送事業者 ・ 西日本旅客鉄道(株) ・ 浜田県土整備事務所 |

第1 輸送体制の整備方針

- 1 輸送条件を想定した輸送計画の作成
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 2 市と市内輸送業者及び漁業関係者との協定締結
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第2 関係機関相互の連携の強化

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- 1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 2 輸送施設・集積拠点等の指定
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

- 1 啓開道路の選定基準の設定
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 2 道路啓開の作業体制の充実
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 3 道路啓開用装備・資機材の整備
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 4 関係団体等との協定に締結による協力関係の強化
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第5 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

- 1 港湾・漁港啓開の作業体制の充実
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

2 港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

3 関係団体等との協力関係の強化

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第14節 防災施設、装備等の整備

大規模地震災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる防災拠点を整備するとともに、市内各地に災害用臨時ヘリポートを整備し、併せて各種防災装備・資機材等を整備します。

- | | |
|----------|------|
| ■主な実施担当 | 総務課 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 |

第1 防災拠点（防災活動施設）の整備

風水害等対策編第2編第1章第14節「防災施設、装備等の整備」を参照。

第2 災害用臨時ヘリポートの整備

1 臨時ヘリポートの選定

風水害等対策編第2編第1章第14節「防災施設、装備等の整備」を参照。

2 県への報告

風水害等対策編第2編第1章第14節「防災施設、装備等の整備」を参照。

3 臨時ヘリポートの管理

風水害等対策編第2編第1章第14節「防災施設、装備等の整備」を参照。

第3 防災装備等の整備・充実

1 保有防災装備等の点検

風水害等対策編第2編第1章第14節「防災施設、装備等の整備」を参照。

2 資機材等の調達

風水害等対策編第2編第1章第14節「防災施設、装備等の整備」を参照。

第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

震災時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び及び防災用資機材の備蓄並びに調達・輸送体制の整備を推進します。

- 主な実施担当 総務課 ・ 健康医療対策課 ・ 水道課
■防災関係機関等 西日本旅客鉄道(株) ・ 貨物自動車運送事業者

第1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 燃料等生活必需品の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

4 医療用資器材・医薬品等の調達協定の締結

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがあります。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じます。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となりますので、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておきます。

■主な実施担当 市民生活課

第1 廃棄物処理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第16節「廃棄物等の処理体制の整備」を参照。

第2 し尿処理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第16節「廃棄物等の処理体制の整備」を参照。

第3 応援協力体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第16節「廃棄物等の処理体制の整備」を参照。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備します。

また、災害時の二次災害を蔓延させない体制を整備します。

- | | | | | | |
|----------|---------|---|-------|---|-------|
| ■主な実施担当 | 健康医療対策課 | ・ | 市民生活課 | | |
| ■防災関係機関等 | 各医療機関 | ・ | 医師会 | ・ | 浜田保健所 |

第1 防疫・保健衛生体制の整備

1 市の防疫班の編成

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

2 保健衛生体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

4 精神保健活動体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第2 食品衛生、監視体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第4 動物愛護管理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第18節 消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、住民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要があります。

そこで、市は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することによって地域コミュニティの防災体制の強化を図ります。

- 主な実施担当 総務課
- 防災関係機関等 消防本部 ・ 消防団

第1 消防団の育成強化

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

第2 水防団、水防協力団体の育成強化

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

第3 自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の編成

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

2 自主防災組織の平常時の活動

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

3 自主防災組織の災害時の活動

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

4 自主防災組織の育成

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

5 自主防災組織の役割と活動内容

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

6 民間防火組織の育成

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

7 事業所等の防災組織の整備

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

第4 住民による地区の防災活動の推進

風水害等対策編第2編第1章第18節「消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化」を参照。

第19節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められています。

市は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要があります。

■主な実施担当	総務課	・	商工観光課	・	社会福祉課
■防災関係機関等	消防本部	・	浜田保健所		

第1 防災体制の整備

1 市

風水害等対策編第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進」を参照。

2 企業（事業所）

風水害等対策編第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進」を参照。

第2 事業継続の取組の推進

1 市

風水害等対策編第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進」を参照。

2 企業（事業所）

風水害等対策編第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進」を参照。

第3 事業者による地区の防災活動の推進

1 市

風水害等対策編第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進」を参照。

2 企業（事業所）

風水害等対策編第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進」を参照。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められます。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」といいます。

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図ります。

また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努めます。

■主な実施担当	社会福祉課	・	健康医療対策課	・	高齢者障がい者福祉課
■防災関係機関等	江津市社会福祉協議会	・	日本赤十字社島根県支部		

第1 災害ボランティアの活動内容と普及

1 災害ボランティアの活動内容

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

2 災害ボランティアの活動の普及・啓発

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

第2 市内団体との連携強化

1 一般ボランティアとの連携体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

2 専門ボランティアとの連携体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

第3 ボランティアの受入体制の整備

1 ボランティア連絡評議会（仮称）の設置

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

2 ボランティア・コーディネーターの養成

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

3 ボランティア受入マニュアルの作成

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

4 ボランティア活動拠点の整備

風水害等対策編第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備」を参照。

第21節 防災教育

地震災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、地震及び津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠です。

市をはじめ各防災関係機関は、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取組や地域での声かけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災教育の推進に努める必要があります。

このため、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達します。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めます。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ります。

■主な実施担当 総務課 ・ 社会教育課 ・ 学校教育課 ・ 関係各課
■防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 防災関係職員に対する防災教育

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

1 教育の方法

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 教育内容

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第2 住民に対する防災教育

1 普及の方法

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 周知内容

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、市等は、その制度の普及促進に努める。

第3 学校教育における防災教育

1 趣 旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

2 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習（探究）の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

防災学習及び防災指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心情や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習（探究）の時間において、学校の実状に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害防止の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 学校行事としての防災教育

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動が取れるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

4 教職員に対する防災研修

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

1 防災上重要な施設が行う防災教育

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 防災関係機関が行う防災教育

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第5 事業所における防災の推進等

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

1 災害時に事業所が果たす役割

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第6 災害教訓の伝承

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第22節 防災訓練

地震災害時には、市及び各防災関係機関等は、法令または地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施しますが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておくことが不可欠となりますので、防災行動能力の向上を図るため、実戦的な防災訓練を実施し、その習熟に努めます。

■主な実施担当 総務課 ・ 社会福祉課 ・ 学校教育課 ・ 関係各課
■防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 総合防災訓練

1 訓練での留意事項

風水害等対策編第2編第1章第22節「防災訓練」を参照。

2 参加機関別の訓練

風水害等対策編第2編第1章第22節「防災訓練」を参照。

第2 個別訓練

1 図上訓練

風水害等対策編第2編第1章第22節「防災訓練」を参照。

2 実施訓練

風水害等対策編第2編第1章第22節「防災訓練」を参照。

3 防災訓練の事後評価

風水害等対策編第2編第1章第22節「防災訓練」を参照。

4 防災訓練時の交通規制

風水害等対策編第2編第1章第22節「防災訓練」を参照。

第23節 要配慮者の安全確保体制の整備

高齢者、病弱者、心身に障がいを持つ者、児童（乳幼児含む。）、妊婦、外国人及び観光客・旅行者など（以下「要配慮者」という。）は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいため、安全確保のための防災対策を積極的に推進します。また、地震発生時に迅速な避難や行動を支援するための地域の体制を整備します。

- | | | | | | |
|----------|---------|---|------------|---|--------|
| ■主な実施担当 | 社会福祉課 | ・ | 高齢者障がい者福祉課 | ・ | 子育て支援課 |
| | 健康医療対策課 | ・ | 包括支援センター | ・ | 総務課 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 | ・ | 浜田保健所 | | |

第1 要配慮者の対象

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

1 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

3 避難行動要支援者の避難支援

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

第3 地域における要配慮者対策

1 防災設備、物資、資機材等の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

3 緊急連絡体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

4 防災基盤の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

5 外国人対策

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

6 避難後の要配慮者への配慮

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

7 避難確保計画の作成・報告

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

2 組織体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

3 緊急連絡体制等の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

4 防災教育・防災訓練の充実

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

5 防災基盤の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者の安全確保体制の整備」を参照。

第24節 孤立地区対策

平成16年に発生した中越地震では、急傾斜地の崩落や道路の寸断等により孤立する集落が発生しました。本市でも、急峻な跡市、大掛、上笹畑等の中山間地では、道路の寸断により孤立する可能性があります。このため、住民の備蓄を推進するとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進します。

■主な実施担当 土木建設課 ・ 事業推進課 ・ 総務課

第1 通信手段の確保

1 多様な通信手段の確保

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

2 被災に備えた通信設備の運用

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

第2 物資供給、救助体制の確立

1 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

2 ヘリコプター離着陸適地の確保

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

3 無人航空機等の輸送手段の確保

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

第3 孤立に強い地区づくり

1 備蓄の整備・拡充

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

2 避難体制の強化

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

3 マニュアル等の整備

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

第4 道路寸断への対応

1 対策工事の実施

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

3 急傾斜地崩壊危険地区の整備

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

第25節 帰宅困難者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと鉄道駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、鉄道駅と地元自治体との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の鉄道駅周辺では混乱も生じました。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、多くの帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性があります。
このため、周辺市町等による関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図ります。

- 主な実施担当 総務課 ・ 学校教育課
- 防災関係機関等 西日本旅客鉄道㈱ その他防災関係機関

第1 帰宅困難者等

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

第2 一斉帰宅の抑制

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市は、災害用伝言サービス、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版(web171)、X・Facebook等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、鉄道駅においても、情報連絡体制及び提供方法を確立するよう要請し、情報提供していく。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺のビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施

していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

4 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

第3 帰宅困難者等の安全確保対策

1 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、市は一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方についても検討する。

2 駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市は、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

3 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第4 帰宅支援対策

1 帰宅支援対象道路の選定

市は、帰宅支援対象道路を選定し、周辺市町と連携して周知を図る。

2 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市は、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

3 搬送手段の確保

市は、障害者、高齢者、妊婦または乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

4 駅周辺帰宅困難者等対策の協議

帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、駅周辺の地域事情等にかんがみ、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。このため、市と鉄道駅との間で情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第5 鉄道事業者等の取組

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第26節 調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては様々な分野からの調査研究が重要です。このため、市は、地震被害とその対策の在り方等について、県の被害想定を参考にし、総合的に調査・研究することが必要です。

各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災に関する調査等を積極的に実施します。

- | | |
|----------|------|
| ■主な実施担当 | 総務課 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 |

第1 震災対策調査研究の推進

1 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。

また、地震による被害がどこでどの程度の規模で起こり得るか等の資料や県の被害想定を参考にし、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資する。

県では平成30年3月に島根県地震・津波被害想定調査法億書を策定し、10の想定地震に対する被害予測を行った。

なお、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ想定項目の追加、見直しを図るとしている。

2 その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等。

第2 地域危険度調査研究の促進

市は、地域の危険性を把握し、その成果を活用して、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ[※]等の作成を積極的に推進する。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

※ 地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別し得る大縮尺の防災地図。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立します。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じて、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努め、資料・情報の提供等の協力を求めます。

- 主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 産業班 ・ 土木・建築班 ・ 上下水道班
 衛生班 ・ 保健福祉班
- 防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関

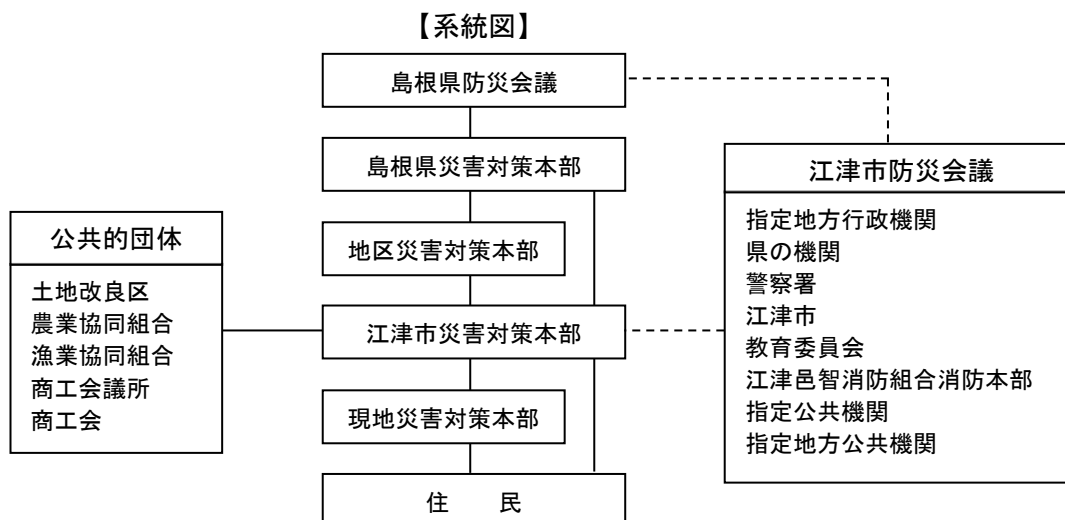
第1 災害応急対策計画

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、緊急地震速報、大津波警報、津波警報の伝達と被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者（難病患者を含む。）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者への支援に留意する。

これ以外は、風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。



1 本部の設置

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水、燃料及び生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、必要物資を調達する。さらに、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

本部の設置については、風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 時系列応急対策の概要

時 系 列			主 な 対 策
災 害	対 策	小区分	
未 然	災害予防対策		災害の発生を未然に防止する等の対策
進行中	災害応急対策 住民の生命・身体の保護を第一義とし、併せて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的	事 後	障害物の除去 施設の応急復旧 傷者、行方不明者の搜索 死者の搜索、収容、処理 医療、助産 受入施設の供与（応急仮設住宅） 炊出し、飲料水の供給 被服、寝具の供与 清掃、防疫 住宅の修繕 生業資金資材の給与または貸与 応急教育 （輸送）（通信）（広報）
己 然	災害復旧対策		災害の復旧対策

3 機関別応急措置の概要

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準と公表

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 組織、編成及び系統

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 災害対策本部の協議事項等

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4 災害対策本部の廃止の基準と公表

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第3 現地対策本部

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第4 動員計画

地震災害の防止・軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、災害対策本部においては、次のとおり災害に対処する体制（以下「災害対策」という。）を整え、この災害体制に従って要員の動員を行う。

1 初動体制の確立

(1) 震度4を観測した場合の対応について

ア 職員の危機管理意識を促すため、庁内放送及び防災行政用無線の一斉放送により、注意を喚起すること。

イ 職員の動員体制は震災第1災害体制をとり、災害情報の収集など防災機関の役割を十分意識して災害対応にあたること。

(2) 震度5弱以上を観測した場合の対応について

ア 直ちに市長、副市長、危機管理監が災害対策本部の設置及び今後の災害対策活動について協議を行うこと。

イ 庁内放送、防災行政用無線の一斉放送については、1(1)と同様とすること。

（緊急地震速報を受信した場合、市防災行政用無線から自動で放送が流れる。）

(3) 勤務時間外及び休日の職員の参集について

ア 職員は、勤務時間外または休日に県西部に震度4以上の地震があったことを知った場合には、テレビ、ラジオ等の報道に注意する。

イ 当該職員は、気象庁における地震情報で、震度が4以上の場合、気象庁本庁または大阪管区気象台から「島根県出雲・石見」に大津波警報や津波警報が発表されたことを知った場合には、動員の通知の有無にかかわらず積極的に登庁し、待機するよう心掛ける。また、地区班は各地区の情報収集にあたる。

(4) 県警、消防本部、自衛隊との連携強化

災害情報の収集にあたっては、県警、消防本部、自衛隊と相互に連携を図り、一体となって災害情報収集にあたることとする。

(5) 防災情報システム及び防災行政用無線の活用の徹底

ア 防災情報システムの活用については、操作訓練の徹底や研修の充実により、災害時に迅速な運用を行うこと。

イ 災害時には、N T T回線の輻輳により、情報連絡等に支障が生ずることもあるため、防災行政用無線による電話やファックス等の複数の情報伝達手段を活用すること。

(6) 迅速な災害活動を行うための災害対策会議の簡素化等

災害時には、迅速な対応が求められることから、会議は口頭による説明を可とし、会議の簡素化を図るとともに会議録による情報の共有化を徹底すること。

2 動員人員の増減

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 災害体制の決定及び災害対策本部設置の通知と動員方法

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

【災害体制の基準】

災害対策本部	種別	時 期	配備体制
災害対策本部設置前	警戒体制 (警戒レベル1)	1 気象警報が江津市に発令されたとき (1)暴風警報 (2)暴風雪警報 (3)大雨警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)津波注意報 (7)高潮警報 (波浪除く) 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が水防団待機水位に達したとき 3 震度3の地震が発生したとき	危機管理監 総務課長 総務課全員 桜江支所長 支所職員 (津波、高潮は除く) 必要と認める課長職及び地区班員
	警戒本部 第1災害体制 (警戒レベル2)	1 災害発生の危険があるとき 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 震度4の地震が発生したとき 5 津波警報が発表したとき	副市長 教育長 危機管理監 技監 参事職全員 必要と認める課長職 総務課全員 桜江支所全員 災害対策に必要な人員と地区班員 消防団正副団長
災害対策本部設置後	第2災害体制 (警戒レベル3)	1 災害の危険が極めて増大したときまたは災害が発生したとき 2 江の川、敬川、八戸川の水位が避難判断水位に達したとき 3 震度5弱以上の地震が発生したとき 4 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部設置 全職員対象
	第3災害体制 (警戒レベル4)	1 災害が発生し、さらに被害が増大するとき	災害対策本部設置 全職員対象
特 別 体 制		市内に突発的の事故及び災害が発生したとき	市長が指示

【震度階級関連解説表】

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して震度計の観測から得られる震度と区別しています。

※出典：気象庁震度階級関連解説表(H21. 3. 31改訂版) (一部改変あり)

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
6弱 6強	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
7	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱 5強	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱 6強	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
7	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言サービスや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第5 災害対策本部設置後の応援要請並びに他機関への出動

1 災害対策本部内における応援

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 県に対する応援要請

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4 他機関への出動

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第6 従事命令

災害応急対策を実施するために、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、総務部は各部の要請に基づき、奉仕団に応援を要請しまたは労務者の借上げを行う。

1 奉仕団の応援協力

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 労務者の雇上げ

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 応援要請事項

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4 従事命令、協力命令の実施体制

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

5 損害補償

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第7 県防災ヘリコプターの活用

市は、県に対して県防災ヘリによる応援を要請することができる。なお、大規模災害時においては、県は以下の要領で臨機応援に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮することとしている。

1 県防災ヘリの活用体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 県防災ヘリの運用

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害時において、市は災害応急対策を適切に実施するよう、県や防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があります。このため、市が保有している情報伝達手段を効果的に運用し、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保します。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握できるよう、市、県及び防災関係機関が相互に密接な連携をとり、災害情報等を収集・伝達することに努めます。

- | | |
|----------|--|
| ■主な実施担当 | 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 西日本電信電話㈱ ・ NHK松江放送局 ・ 松江地方気象台
その他防災関係機関 |

第1 情報管理体制の確立

1 情報管理体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

2 情報連絡手段の確保

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

3 県総合防災情報システムの活用

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

4 防災関係機関等の情報管理体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

第2 地震情報の収集・伝達

災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、大津波警報、津波警報、津波注意報、地震及び津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 地震に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア 県内で震度1以上を観測したとき。

イ その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

2 発表・伝達

気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から大津波警報、津波警報等、津波注意報及び地震・津波の現状に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

3 種類及び内容

(1) 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	海域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値ほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報※	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表※。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) その他、気象庁の提供資料

地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台が発表する、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
島根県の地震	・定期(毎月)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の島根県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台が発表する、防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

4 緊急警報放送システム(EWS)

NHKは緊急警報放送システムにより「大津波警報」及び「津波警報」を放送する。

地震情報(震源・震度に関する情報)の例

地震情報(震源・震度に関する情報) 平成26年3月14日2時12分 気象庁発表 きょう14日02時07分ころ地震がありました。 震源地は、伊予灘(北緯33.7度、東経131.9度)で、震源の深さは約80km、地震の規模(マグニチュード)は6.1と推定されます。 [震度3以上が観測された地域] 震度5強 愛媛県南予 震度5弱 広島県北部 広島県南西部 愛媛県中予 高知県西部 山口県東部 山口県中部 大分県北部 大分県中部 大分県南部 震度4 鳥取県中部 鳥取県西部 島根県東部 島根県西部 岡山県北部 岡山県南部 広島県南東部 徳島県北部 (中略) [震度4以上が観測された市町村] 震度5強 西予市 震度5弱 安芸高田市 呉市 大竹市 東広島市 松山市 久万高原町 宇和島市 八幡浜市 伊方町 愛南町 宿毛市 柳井市 平生町 防府市 下松市 姫島村 国東市 臼杵市 佐伯市 震度4 湯梨浜町 北栄町 米子市 出雲市 雲南市 浜田市 益田市 大田市 邑南町 吉賀町 新見市 岡山美咲町 真庭市 (中略) この地震による津波の心配はありません。 この地震について、緊急地震速報を発表しています。 情報第1号
--

地震情報（各地の震度に関する情報）の例

各地の震度に関する情報

平成26年3月14日2時12分 気象庁発表

きょう14日02時07分ころ地震がありました。

震源地は、伊予灘（北緯33.7度、東経131.9度）で、震源の深さは約80km、地震の規模（マグニチュード）は6.1と推定されます。

各地の震度は次のとおりです。

なお、＊印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。

愛媛県	震度5強	西予市明浜町＊ 西予市三瓶町＊
	震度5弱	松山市中島大浦＊ 久万高原町久万＊ 宇和島市丸穂＊ 八幡浜市五反田＊
		（中略）
島根県	震度4	出雲市平田町＊ 雲南市三刀屋町三刀屋＊ 浜田市三隅町三隅＊ 益田市常盤町＊
		益田市美都町都茂＊ 大田市仁摩町仁万＊ 邑南町瑞穂支所＊ 吉賀町六日市＊
	震度3	松江市学園南＊ 松江市鹿島町佐陀本郷＊ 松江市玉湯町湯町＊
		松江市宍道町昭和＊ 松江市東出雲町揖屋＊ 出雲市今市町
	震度1	（中略）

この地震による津波の心配はありません。

この地震について、緊急地震速報を発表しています。

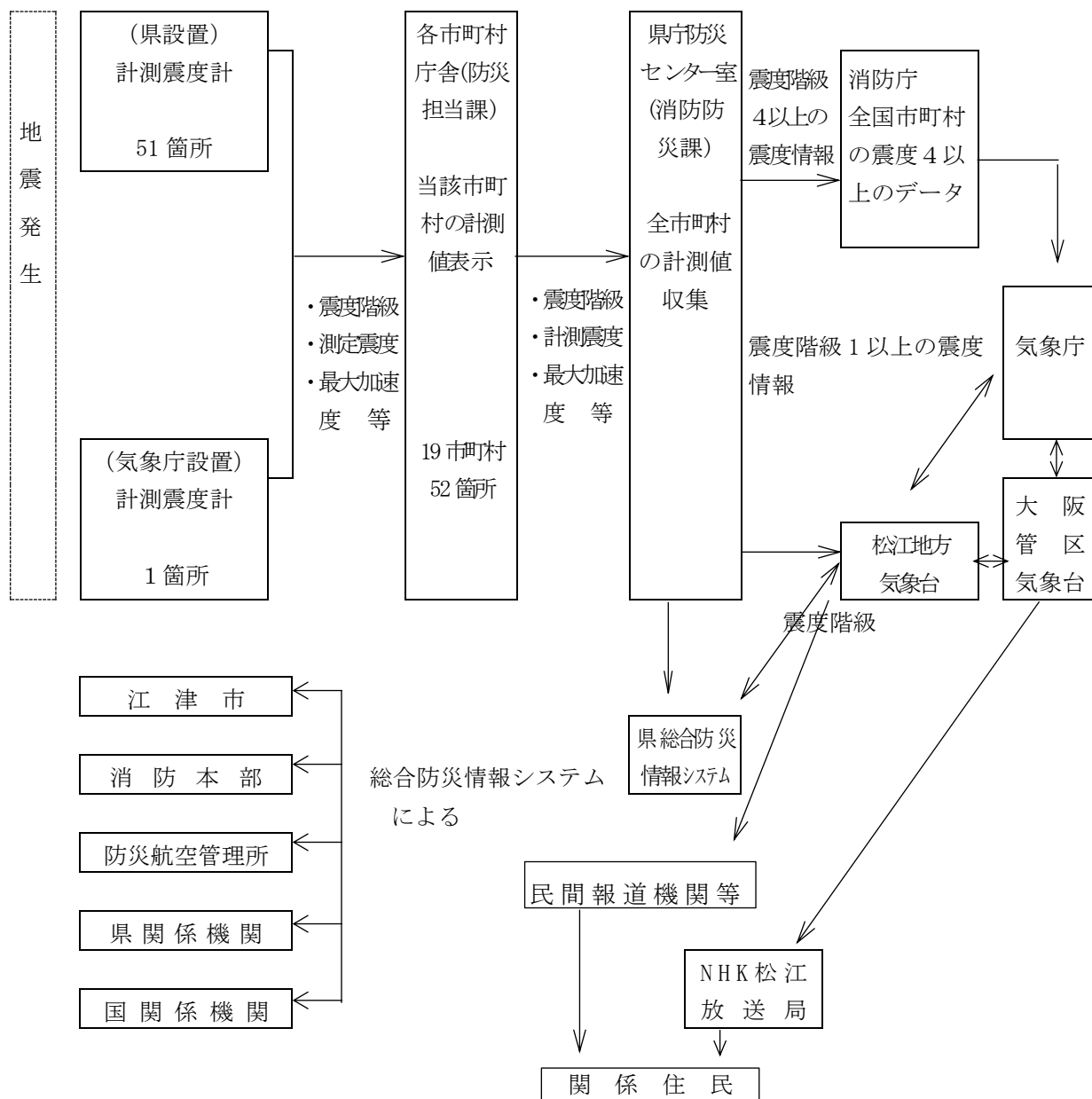
5 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に整備した計測震度計により、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

さらに震度情報を有効活用する観点から、松江地方气象台とオンライン接続し、気象庁の震度情報に含めて発表する。

島根県震度情報ネットワーク



第3 被害情報等の収集・伝達

1 被害情報の収集・把握

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項であるため、市をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

2 被害状況の調査

(1) 調査実施者

ア 県管理以外の被害については、市において行う。調査実施が困難な場合は、県に協力を要請することができる。

イ 市長は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する

県の関係地方機関に通知する。

(2) 調査の種類

調査の種類は災害時期別に次のとおり行う。

ア 発生調査

市は災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。

本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

イ 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、被害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、できる限りその都度行う。

ウ 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。

本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期する。

(3) 調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

(4) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準（1）による。ただし、発生速報にかかる被害については、判定基準（2）による。

判定基準の一覧表は、風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

(5) 被害状況の通報及び被害状況報告

被害状況報告の系統図は、風水害等対策編を参照。

ア 関係機関の行う通報及び報告

- a 江津市防災会議を構成する機関が、それぞれの機関において収集した災害情報の系統機関への報告は、各機関において定められた基準に従って行うこととするが、収集した情報のうち、必要と認められるものについては、速やかに防災会議会長あて通報する。

◎連絡事項

- (a) 災害の原因
- (b) 災害発生の日時
- (c) 災害発生場所または地域
- (d) 災害の程度（事項別内訳被害程度）
- (e) 応急措置（事前措置を含む）の概要
- (f) 復旧状況
- (g) 今後の措置方針
- (h) 災害対策本部設置の有無
- (i) その他必要と認める事項
- b 防災会議会長は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検察するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

イ 市における通報及び報告

a 通報責任者

市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、県総合防災情報システム等による相互の情

報伝達を円滑に行う。

b 被害状況等の取りまとめ及び報告

(a) 市から県への報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県総合防災情報システムにより直ちに県へ連絡する。

- ・各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ県総合防災情報システムによる所定の様式により行う。
- ・災害発生速報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、総務部庶務班）及び浜田県土整備事務所に報告する。
- ・被害状況の報告にあたっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告する。
- ・被害規模を早期に把握するため、市（消防本部）は情報（119 番が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国へ報告する。

(b) 市から国への報告

市が県に報告できない場合または特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録した場合、市は、第一報を県に対して行うだけでなく、消防庁に対しても、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報の報告についても引き続き消防庁に対して行う（第3直接即報基準）。

c 報告の種類及び時間

報告の種類及び時間は、風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

第3節 災害広報

地震災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要があります。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努めます。

- | | |
|----------|--------------------------|
| ■主な実施担当 | 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関 |

第1 市による災害広報の実施

1 基本事項

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

2 広報の方法

市は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

また、すでに避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(1) 一般広報

ア 広報内容

地震発生直後の広報

- a 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）
- b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）
- c 避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報を覚知し、避難指示等を実施した場合、即時広報等）

イ 地震による被害発生時の広報

- a 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- b 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- f 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

ウ 応急復旧活動段階の広報

- a 市民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- b 給食・給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

エ 支援状況受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入方法・窓口等に関する情報

オ 被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

キ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

(2) 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県または報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

ア 防災行政用無線（戸別受信機・屋外拡声装置）、CATV等による広報

イ 広報車による広報

ウ ハンドマイクによる広報

エ 広報紙、掲示板による広報

オ インターネットによる広報

 a ホームページ等を活用した広報

 b 携帯電話を活用した情報提供

 c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(3) 報道機関への広報

県と同様、市広報担当班が定期的に記者発表の場を設け、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害時は、県による報道機関調整を要請する。

第2 関係機関等による災害広報の実施

1 基本事項

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、一般住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市、県及び報道機関に広報を要請する。

2 広報の方法

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

1 体制の整備

市は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

2 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、県、国の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要があります。このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実します。また、災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の実効性の確保に努めるとともに、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めます。

- 主な実施担当 総務班
- 防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 消防本部

第1 市における広域応援体制

風水害等対策編第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

第2 市町村における相互応援協力

1 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

風水害等対策編第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

2 市内所在機関相互の応援協力

風水害等対策編第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

第3 消防における相互応援協力

風水害等対策編第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

地震災害が発生した場合、被害が拡大し、市をはじめ県や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されます。このような場合に、市長は、人命または財産の保護のため、自衛隊災害派遣について県に要請します。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	陸上自衛隊第13偵察隊 ・ 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第3輸送航空隊 ・ 浜田県土整備事務所 ・ 島根県総務部

第1 自衛隊の災害派遣要請の方法

1 災害派遣要請基準

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

2 災害派遣の範囲

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

3 知事に対する災害派遣要請の要求

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

4 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第2 自衛隊の災害派遣活動

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

1 派遣部隊の受入体制

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

2 準備

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

3 経費の負担区分

風水害等対策編第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第6節 災害救助法の適用

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施されます。このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続等について示します。

- | | |
|----------|---------------|
| ■主な実施担当 | 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 島根県防災部防災危機管理課 |

第1 災害救助法の適用及び実施機関

1 災害救助法の適用

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

2 実施機関

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

第2 災害救助法の適用基準

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

2 住家の滅失等の認定

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

3 住家及び世帯の単位

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

第4 災害救助法の適用手続

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

第5 災害救助の実施方法等

風水害等対策編第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

第7節 避難活動

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示等発令権者は、関係する地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置をとる必要があります。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じます。

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 保健福祉班 ・ 土木・建築班 ・ 産業班
■防災関係機関等 消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

風水害等対策編第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市、海上保安官署及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 市

a 直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

b 沿岸市町村に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ・テレビ等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間はNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには住民等に対して直ちに避難指示等を発令する。このほか県、警察及びN T T事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとる。

c 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に漏れがないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

イ 海上保安官署等のとるべき措置

a 海上保安官署のとるべき措置

海上保安署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、または港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

b 船舶所有等のとるべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避出来ない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

ウ 関係住民のとりべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、市長の避難指示等の有無に関わらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう可能な限り、ラジオ・テレビの放送を聴取する。

(2) 火災、危険物等の漏えいからの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、または危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

(3) 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第8節 消防活動

地震、津波に伴い火災が発生した場合、市・消防機関は、住民、消防団、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要があります。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげて、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施します。

- | | |
|----------|------------------------|
| ■主な実施担当 | 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 ・ 消防団 ・ その他防災関係機関 |

第1 施策実施にあたって

1 臨機応変な消防活動

地震・津波火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街地化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

特に、震災時には、断水による消火栓の使用支障、倒壊した建物、道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

2 応援隊との連携

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

3 消防用緊急通行車両の通行の確保

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第2 市・消防機関等による消防活動

1 市・消防本部の消火活動

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

2 消防団による消火活動

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

3 市民の対策

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第3 他の消防機関に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

2 知事による応援出動の指示

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

3 県への応援要請上の留意事項

風水害等対策編第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第9節 救急・救助活動

地震災害時において、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要が生じます。この際、各関係機関は、相互に密接に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施します。

■主な実施担当 総務班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等 消防本部 ・ 医療機関 ・ その他防災関係機関

第1 救急・救助活動

1 救急・救助活動

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

2 住民及び自主防災組織による救急救助活動

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

3 惨事ストレス対策

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

4 救急・救助活動時の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

第2 救急・救助用資機材等の確保

1 救急・救助用装備、資機材の調達

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。
車両の確保については、本章第13節「緊急輸送」を参照。

2 救急車・救助工作車の配備状況

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

第10節 医療救護

地震災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想されます。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに後方医療体制の確立を図ります。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していきます。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T実施要領」によります。

■主な実施担当	保健福祉班
■防災関係機関等	日本赤十字社島根県支部 ・ 島根県医師会 ・ 消防本部 浜田保健所

第1 緊急医療の実施

1 医療救護活動

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

2 助産救護活動

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第2 医薬品・医療用資器材等の調達

1 医薬品・医療用資器材等の調達

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

緊急輸送については、本章第13節「緊急輸送」参照。

2 輸血用血液製剤の供給

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者等の受入施設の確保

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

2 傷病者搬送の手順

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

3 傷病者搬送体制の整備

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

4 特別に配慮を要する患者への対応

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第11節 警備活動（県警の対応）

市内に大規模な地震災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要です。

このため、地震災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、避難誘導、救出・救助、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処することとなっています。

本節の警備活動は、県（警察本部）によって実施されるものですが、市は、当該警備が円滑に実施されるよう配慮し協力します。

- | | | | | | |
|----------|---------|---|-------|---|-------|
| ■主な実施担当 | 総務班 | ・ | 教育班 | ・ | 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 島根県警察本部 | ・ | 江津警察署 | ・ | 消防本部 |

第1 災害警備体制の確立

1 県警備本部の設置

(1) 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で震度5強以上の地震が発生し、もしくは県沿岸に大津波警報が発表された場合または大震災が発生し、もしくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で震度5弱の地震が発生し、もしくは県沿岸に津波警報（津波）が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(3) 警察署災害警備本部

震度5弱以上を観測した地域及び津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

2 警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

3 警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第2 災害警備措置

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

(1) 初期段階

- ア 死傷者、行方不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況
- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況

- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及びJRの被害状況
- キ 津波の来襲状況
- ク 重要施設等の被害状況
- ケ 災害の拡大状況及び見通し
- コ 住民の避難状況
- サ 救出・救助の実施状況
- シ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 行方不明者の搜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の発生状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

2 避難誘導

- (1) 被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、関係機関等に必要な指示・連絡を行う。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められるときは、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携する。
- (2) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、関係市町村長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示する。

ア 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、災害対策基本法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。

イ 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所または安全な地域へ避難するよう指導する。

3 救出救助活動等

- (1) 把握した被害状況に基づき、直ちに本部直轄隊や署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。とりわけ、高層建築物等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心に編成した即応部隊を迅速に投入する。

- (2) 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。
- (3) 被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機及び各種装備資機材等を有効に活用するほか、消防、自衛隊等関係機関と連携し、迅速かつ効果的な救出救助活動を行う。

4 緊急交通路の確保

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

5 検視及び身元確認

風水害等対策編第2編第2章第11節「警備活動（県警の対応）」を参照。

6 各種相談活動の実施

風水害等対策編第2編第2章第11節「警備活動（県警の対応）」を参照。

7 社会秩序の維持

風水害等対策編第2編第2章第11節「警備活動（県警の対応）」を参照。

8 援助要請

風水害等対策編第2編第2章第11節「警備活動（県警の対応）」を参照。

第12節 交通確保、規制

地震・津波発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、路面、橋梁等の亀裂、陥没等交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想されます。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されます。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること）し、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件です。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行います。

■主な実施担当	土木・建築班	・ 総務班	・ 産業班
■防災関係機関等	江津警察署	・ 消防本部	・ 浜田県土整備事務所
	その他防災関係機関		

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 道路管理者等と警察機関の相互連絡

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

3 う回路の設定

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

4 規制の標識等

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

5 規制の広報・周知

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県（土木部道路維持課）または日本道路交通情報センターに連絡する。

7 路上放置車両等に対する措置

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認の申出

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 規制対象除外車両の事前の届出

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

3 緊急通行車両の事前届出・確認

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第4 道路啓開

地震・津波発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去（道路啓開）し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 道路啓開作業の実施

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第5 湾港及び漁港啓開

1 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 港湾及び漁港啓開作業の実施

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

3 航路等の障害物除去

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第13節 緊急輸送

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要です。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じます。

- | | | | |
|----------|-------|---|------------------------|
| ■主な実施担当 | 産業班 | ・ | 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 江津警察署 | ・ | 貨物自動車運送事業者 ・ その他防災関係機関 |

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2 緊急輸送の対象

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2 輸送条件

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

3 強制確保

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

4 費用の基準及び支払い

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

5 緊急輸送のための燃料の確保

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2 輸送拠点等の確保

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

3 輸送拠点の開設

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

4 関係機関及び住民等への周知

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第14節 浸水、土砂災害対策

市内の河川、護岸、ダム、ため池、急傾斜地等においては、地震・津波後、施設の損壊及び地盤沈下による浸水や土砂災害による被害をもたらす可能性があり、それらの防止のため、監視及び応急措置等を講ずる必要があります。このため、市、県及び関係機関等は、浸水、土砂災害への警戒を行い、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を実施し、浸水、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を講じることとします。

■主な実施担当	土木・建築班	・	総務班
■防災関係機関等	国土交通省浜田河川国道事務所	・	浜田県土整備事務所
	江津警察署	・	消防本部
		・	その他防災関係機関

第1 浸水、土砂災害防止体制の確立

市は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「江津市水防計画」に定めた方法により確立する。また、急傾斜地等における土砂災害に対応するための体制を確立する。

第2 浸水被害の拡大防止

1 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

2 水門及び樋門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

3 ダムの点検

ダムの管理者は、ダムの基礎部に設置した地震計により観測された最大加速度が25gal以上である地震、またはダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検要領（案）（国土交通省河川局通達）」に基づいて臨時点検を行う。

4 ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、市、県を通じて中国四国農政局長に報告する。市はため池の管理者に震災後の点検・報告について周知指導する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

5 水防計画に準拠した活動

地震、津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「江津市水防計画」及び「島根県水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。

第3 土砂災害等による被害の拡大防止

1 土砂災害発生前

市は県と連携して、地域で地震に伴う土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 土砂災害発生後

市は県と連携して、土砂災害警戒区域等における斜面崩壊、土石流及び地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、市は県と連携して、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害の防止措置

地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市は、土砂災害警戒区域等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

第4 警戒避難体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第15節「土砂災害対策」を参照。

第15節 施設等の応急対策

社会公共施設をはじめ、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たします。このため、市、県、施設管理者及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施します。地震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行います。

■主な実施担当	土木・建築班	・	上下水道班	・	総務班
■防災関係機関等	中国電力(株)	・	中国電力ネットワーク(株)	・	L P ガス事業者 西日本電信電話(株)

第1 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。このため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、対応する。

第2 建築物の応急対策

1 応急対策実施体制の確立

(1) 市

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、浜田県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

(2) 建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を設置し、市及び県が実施する応急対策活動に協力する。

(3) 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し、関係機関の周知を図る。特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

2 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上り材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市が独自に調査や補修を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

3 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の地震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

地震・津波発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報した上で応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるが、市で対応できない

ものについては県に必要な支援を要請する。

4 宅地危険度判定の実施

地震・津波発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、当該市町村に宅地判定実施班を設置し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

5 応急対策業務への応援要請

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

第3 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏えい及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

第4 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

市長は、地震・津波が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する支庁農林局または西部農林水産振興センターに被害状況を報告する。

第5 ライフライン施設の応急復旧

1 災害情報の収集・伝達

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

2 災害応急活動体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

3 応急措置の実施

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

4 災害広報等の実施

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

第6 交通施設の応急対策

1 道路施設の応急対策

市は、道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行う。

2 港湾及び漁港施設の応急対策

(1) 港湾施設応急対策

港湾施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(2) 漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第7 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策

1 河川及び海岸保全施設応急対策

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増派を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

2 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む。）

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

3 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧することとする。

第16節 要配慮者の安全確保

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動を取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすいといえます。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となります。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進します。

- | | | | | | | | | |
|----------|-------|---|-------|---|-----------|--------|---|-------|
| ■主な実施担当 | 総務班 | ・ | 教育班 | ・ | 産業班 | 土木・建築班 | ・ | 上下水道班 |
| | 衛生班 | ・ | 保健福祉班 | | | | | |
| ■防災関係機関等 | 江津警察署 | ・ | 消防本部 | ・ | その他防災関係機関 | | | |

第1 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

1 市が実施する要配慮者対策

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第2 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 児童の保護等のための情報伝達

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

3 ひとり親家庭等の支援

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第3 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 外国人の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第4 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 市及び県への応援要請等

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

3 市及び県の支援活動

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第17節 孤立地区対策

地震の際には、地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区に対しては、孤立の有無を確認するとともに、備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者の有無の把握、被害状況の早期把握に努めます。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 総務班

第1 孤立実態の把握

1 孤立実態の把握

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

2 通信手段の確保

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

第2 物資供給、救助の実施

1 救助の実施

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

2 物資の供給

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

3 集団避難の実施

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

第3 道路の応急対策

風水害等対策編第2編第2章第18節「孤立地区対策」を参照。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、市及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要があります。

そのため、市は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施します。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めます。

〈食料〉

- | | |
|----------|--|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 産業班 |
| ■防災関係機関等 | 中国四国農政局島根農政事務所 ・ 地区トラック協会
日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関 |

〈飲料水等〉

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ■主な実施担当 | 上下水道班 ・ 保健福祉班 ・ 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 県（防災部・健康福祉部・環境生活部）・ その他防災関係機関 |

〈生活必需品等〉

- | | |
|----------|--|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 産業班 ・ 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 貨物自動車運送事業者 ・ 江津市社会福祉協議会 ・ 自衛隊
日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関 |

第1 救援物資供給の留意点

1 発生時の人口分布と対策

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

3 地域特性と対策

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

4 被災者のニーズへの配慮

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第2 食料の確保及び供給

1 食料の調達

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 食料の供給

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

3 食料の輸送

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第3 飲料水等の供給

1 給水の実施

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 災害救助法に基づく措置

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第4 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の確保

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 生活必需品等の給与

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

3 生活必需品等の輸送

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第19節 災害ボランティアの受入れ、支援

大規模地震災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援します。

- | | |
|----------|-----------------------|
| ■主な実施担当 | 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 日本赤十字社島根県支部 ・ 社会福祉協議会 |

第1 災害ボランティアの受入れ、支援

1 災害救援ボランティアセンターの開設

風水害等対策編第2編第2章第20節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

2 被災地におけるボランティア支援

風水害等対策編第2編第2章第20節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

3 県による支援

風水害等対策編第2編第2章第20節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

第2 海外からの応援の受入れ

風水害等対策編第2編第2章第20節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

第20節 文教対策

市及び学校管理者は、災害発生時に保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設において、乳幼児、児童生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、早期の復旧に備えます。市においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施するよう努めます。

■主な実施担当 教育班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等 島根県教育庁 ・ 各学校 ・ 各保育所

第1 児童等の安全確保・施設被害状況確認

1 最優先課題

地震・津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など災害時に要配慮者となることが予想される子どもたちに対しては、避難の指示・避難誘導にあたって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 地震・津波発生時の対応

地震・津波発生時においては、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。特に津波が発生するおそれがある場合には、直ちに高台へ避難させ、安全を確保する。休憩時間や放課後等にあつては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努めること。

3 児童等の保護者への引渡し

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第2 応急対策の実施

1 災害時の対応

市は、必要に応じて所管する保育所・学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講ずる。

- (1) 保育所長・校長は児童等・施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与え、子育て支援課・教育委員会と連絡をとり、迅速な応急対策がとられるように努める。保育所長・校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、子育て支援課・教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。
- (2) 被害の状況により施設内の危険箇所については立入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、子育て支援課・教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。
- (3) 校長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。
- (4) 保育所・学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力し、運営にあたる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置し

て業務にあたる。

- (5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第3 応急教育の実施

1 災害時の対応

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第4 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 基本事項

(1) 学用品の給与の対象

地震・津波により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼または床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む。）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）であって、市長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

3 授業料等の減免措置

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第5 文化財の保護

1 文化財の応急措置

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第21節 廃棄物等の処理

震災の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図ります。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 産業班 ・ 衛生班 ・ 総務班
■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 ・ 島根県環境生活部 ・ 江津市建設業協会

第1 廃棄物処理

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物等が考えられる。
- (2) 震災により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、市は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し、処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車両にはコンクリート塊 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする」）

2 応援体制の確保

被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗の大きい廃棄物が収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

ア 震災により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等であるが、一時期の最終処分場への大量搬送は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。

- a 環境衛生に支障が生じないこと。
- b 搬入に便利なこと。
- c 分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者

等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、原則として市の最終処分場で処理する。

イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議の上代替措置を講ずる。

第2 し尿処理

1 作業体制の確保

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

2 し尿処理量の推定

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

倒壊家屋や焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

また、被災により使用不能となった便槽に貯留されているし尿についても同様に収集を行う。

(2) 指定避難所等

指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯や団地において、震災により水洗トイレが使用不能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第3 応援協力体制の確保

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

第4 廃棄物処理施設機能の復旧

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

第5 産業廃棄物の処理

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

第22節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

地震災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図ります。

- | | | | | | |
|----------|-----------|---|--------|---|-------|
| ■主な実施担当 | 衛生班 | ・ | 保健福祉班 | | |
| ■防災関係機関等 | 島根県医師会 | ・ | 医療関係機関 | ・ | 浜田保健所 |
| | その他防災関係機関 | | | | |

第1 防疫活動

1 防疫活動組織

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

2 防疫活動内容

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第2 保健活動

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第3 精神保健活動

1 D P A Tの編成

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

2 精神保健活動内容

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

3 精神保健の対象者

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

4 精神保健活動実施者

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第4 食品衛生指導

1 食品衛生指導班の編成及び派遣

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

2 食品衛生指導班の指揮及び活動

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第5 環境衛生対策

1 環境衛生指導班の編成

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

2 県の環境衛生指導班の活動内容

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第6 動物愛護管理対策

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第23節 遺体対策

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施します。

- | | |
|----------|---|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 衛生班 ・ 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 島根県健康福祉部 ・ 江津警察署 ・ 消防本部 ・ 医療機関
その他島根県医師会 |

第1 遺体の捜索

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

第2 遺体の処理

1 遺体の搬送

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

2 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

3 遺体の検視等

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

第3 遺体の埋・火葬

1 広域的な火葬の実施

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

2 埋・火葬実施基準

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

第24節 住宅確保及び応急対策

住宅が地震による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、または応急住宅の提供を行います。
また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努めます。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 総務班
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 島根県健康福祉部

第1 応急住宅の提供

1 方針

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

2 公的住宅の提供

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

3 応急仮設住宅の建設

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第2 被災住宅の応急修理

1 方針

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

2 実施内容

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第3 住宅関係障害物除去

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第25節 農林漁業関係被害の拡大防止

地震災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されます。
このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施します。
また、農林水産業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害・震災以外にも雪害、霜害、干害など多様な災害の発生が考えられます。これらの各種災害に対しても考慮し、関係機関と連携して、的確な対応策を講じます。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ■主な実施担当 | 産業班 |
| ■防災関係機関等 | 島根県農業協同組合 |
| | 西部農林水産振興センター |
| | (有)ふるさと支援センターめぐみ |
| | 江津漁業協同組合 ・ 江川漁業協同組合 ・ 江津市森林組合 |
| | 邑智郡森林組合 |

第1 農作物、家畜対策

1 農作物対策

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

2 家畜対策

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第2 林産物対策

1 被害状況の把握

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

2 災害対策技術者指導

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

3 風倒木の処理指導

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

4 森林病虫害等の防除

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

5 凍霜害防除

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第3 水産関係対策

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第26節 帰宅困難者対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがあります。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もあります。このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施します。

■主な実施担当 総務班 ・ 保健福祉班 ・ 教育班
■防災関係機関等 西日本旅客鉄道㈱ その他防災関係機関

○帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

第1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

第2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内または安全な場所へ待機させるよう努める。

第3 駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

第4 帰宅困難者等の把握と情報提供

1 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

2 帰宅困難者等への情報提供

市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、

SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

1 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

2 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第6 徒歩帰宅支援

1 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

市は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し支援の要請を行う。

2 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障がい者、高齢者、妊婦または乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、市は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

震災復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施します。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

- | | |
|----------|---|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 土木・建築班 ・ 産業班 ・ 上下水道班 |
| ■防災関係機関等 | 浜田県土整備事務所 ・ 西部農林水産振興センター ・
その他防災関係機関 |

第1 災害復旧事業計画の作成

1 事業計画の作成方針の検討

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2 支援体制

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第2 災害復旧事業の実施

1 公共施設の復旧等

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2 災害復旧事業計画

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第3 復興計画の作成

1 震災復興計画の作成

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2 防災まちづくり

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第2節 生活再建等支援対策の実施

地震災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講じます。

■主な実施担当	総務班 ・ ・ 教育班 ・ 産業班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等	県 ・ 住宅金融公庫 ・ 社会福祉協議会 ・ 郵便局 西日本電信電話(株) ・ その他防災関係機関

第1 被災者の生活相談

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第2 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第3 義援金、義援品の受付、配分

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

1 義援金等の受付、配分

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 義援品の受付、配分

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第4 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 被災中小企業への融資

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 被災農林水産業関係者への融資

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第5 郵便等の支援措置

1 郵便関係

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 為替貯金関係

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 簡易保険関係

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

4 災害寄附金の料金免除の取扱い

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第6 税等の徴収猶予、減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

1 国税の徴収猶予及び減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 老人医療対象者に係る一部負担金の減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

4 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

5 福祉施設の費用負担の減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第7 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第8 被災者生活再建支援法に基づく支援

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

1 対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、震災関連の自然災害は、地震及び地震に伴う津波等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

以下、風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 支援金の支給

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第9 被災者の被災状況の把握

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めています。

市に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要です。そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めます。

[関係法令] ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班
 産業班 ・ 土木・建築班

■防災関係機関等 県 ・ 指定公共機関 ・ 指定行政機関 ・ 浜田県土整備事務所

第1 激甚災害指定手続

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第2 激甚災害指定基準

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第3 局地激甚災害指定基準

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第4 特別財政援助等の申請手続等

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第5 激甚法に定める事業及び県関係部局

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第3編 津波災害対策計画

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波災害の予防

過去、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震にみられるように、津波による被害を受けてきたことから、津波災害に対する予防措置を推進しておく必要があります。

そのため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制及び避難先（津波避難ビル等を含む）・避難路・避難階段等の整備・確保に努め、津波に対する知識の普及啓発を推進します。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めます。

■主な実施担当 総務課 ・ 都市計画課
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 国土交通省浜田河川国道事務所

第1 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じる。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講じる。

第2 海岸保全事業の推進

1 海岸における津波浸水想定箇所の把握

(1) 現 況

本市は、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震で負傷者や家屋の浸水が生じるなど、過去の地震時に津波の影響を受けたことがある。

(2) 対 策

市は、県において把握された海岸における津波浸水想定箇所について、住民への周知に努める。沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

市は、県等防災関係機関と協力して大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、市域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の住民への普及に努める。

2 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

海岸管理者は、津波による被害を軽減するため、必要に応じて、海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

第3 津波に強いまちづくり

市は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。

1 土地利用の適正化

(1) 津波に強いまちの形成

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(2) 警戒避難体制の整備

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、市及び県は必要な措置を講ずる。

また、市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(3) 津波災害警戒区域の指定

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、警報・注意報の伝達に関する事項、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(4) 総合ビジョンの策定

市は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努める。

(5) 住民への周知

市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図る。また、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

2 建築物・公共土木施設災害の予防

(1) 建築物の災害予防

ア 市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、ハザードマップ等を用い、都市計画部局（都市計画課）等と防災部局（総務課）との情報共有を進め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

イ 市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(2) 危険物施設の災害予防

県及び関係機関は、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第2節 情報伝達体制の整備

県では平成11年度に総合防災情報システムを導入し、平成30年度に防災関係機関や住民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、システムの更新を実施しています。市及び防災関係機関は、今後も県総合防災情報システムの活用を図っていきます。

また、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進します。

地震・津波の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当 総務課

第1 海面監視体制の確立

市は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されることから、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な場所で海面を監視する体制を確立する。

第2 情報伝達体制の整備

(1) 市は、住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、沿岸住民への津波警報等の伝達手段として、市防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

(2) 津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。

また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

なお住民に対しては迅速な避難行動がとれるようあらかじめ避難経路、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）を周知しておく。

(3) 市及び県は、連携して多数の人出が予想される海岸及び港湾等のレジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。

(4) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、警報及び注意報の伝達方法を定める。

第3 潮位観測情報等伝達体制の整備

1 潮位観測システム

(1) 検潮所及び巨大津波計の整備

気象庁は、浜田市と隠岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

(2) 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

2 警報及び注意報等伝達体制の整備

- (1) 気象庁と島根県は、気象庁A D E S S（気象情報伝送処理システム）と島根県総合防災情報システムをオンラインで接続し、防災気象情報の伝達体制を確保している。
- (2) 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。
- (3) 市、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する警報及び注意報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期する。
また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。
- (4) 市は、津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第4 広報体制の整備

1 住民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
なお、災害時に孤立が予想される地区は、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。
また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。
- (2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、被害に関する情報や安否確認等の情報など、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- (3) 市及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (4) 県、放送事業者は、地上デジタル放送の特性を活かした災害情報の広報について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (5) 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- (6) 広報の実施にあたって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (7) 県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、ホームページ（しまね防災情報）を通じて一元的に提供する。
提供する情報については、県・関係機関においてあらかじめ準備しておく。
- (8) 県は、総合防災情報システムから、電子メールの配信により、登録を行った住民に気象情報や防災情報を提供する。
- (9) 市は県と連携して、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して震度速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、漁業無線、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報の地図

化等による伝達手段の高度化に努める。

- (10) 市は県と連携して、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (11) 県は、災害等が発生した場合 J F しまねと協力しながら沖合に出漁している漁船等に対し迅速な情報伝達を行うため、J F しまね漁業無線局の通信の充実を図る。

2 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の津波災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、市は関係機関と協議するなど検討しておく。

第3節 防災活動体制の整備

災害時の効果的な応急対策を速やかに実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備しておく必要があります。

そのため、災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、市、県、防災関係機関相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む。）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備します。

また、県、市町村は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図ります。

■主な実施担当 総務課 ・ 人事課 ・ 社会福祉課 ・ 政策企画課 ・ 税務課

第1 災害対策本部体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

1 初動（警戒）体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 登庁までの協議体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

3 桜江支所及び地区班の役割の明確化

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

4 災害対策本部等の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第3 広域応援協力体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

1 市・消防本部間の相互協力体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 市・県・自衛隊の連携体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

3 防災関係機関の連携体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

4 広域応援拠点等の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第4 応援計画及び受援計画の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

1 災害救助法等への習熟

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

2 運用マニュアルの整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

3 災害救助基金の確保

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第6 公的機関の業務継続性の確保

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第7 複合災害体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第8 罹災証明書の発行体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第9 孤立地区対策

1 通信手段の確保

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

2 物資供給、救助体制の確立

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

3 孤立に強い地区づくり

風水害等対策編第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

第4節 避難予防対策

災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されます。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要があります。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要があります。

また、市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。

さらに、市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守るため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などに従事する者等の安全を確保する観点から、県、関係機関との連携のもと、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）の整備その他避難対策の強化などの取組を進めます。

なお、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めます。

■主な実施担当 総務課 ・ 学校教育課 ・ 土木建設課
■防災関係機関等 陸上自衛隊第13偵察隊 ・ 江津警察署

第1 避難体制の整備

津波による危険について、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図り、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

上記以外の事項については、震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第2 避難誘導体制の整備

1 避難計画の習熟と訓練

市は、避難計画及び震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

また、市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成または避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者または管理者による取組の支援に努める。

2 避難指示等の実施要領の明確化

ア 市長による避難指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、市地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、すでに避難した者に対し津波警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

イ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合直ちに避難指示等が発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁との連携

に努める。県及び国は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。

なお、市は津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

ウ 市は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者等に配慮する。

エ 市は、強い揺れを伴わない地震のときは、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、避難指示等の発令のための伝達体制を整える。

上記以外については、震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

市等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に指定緊急避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める

上記以外については、震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第18節を参照。

第4 避難先区分けの実施

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等にわかりやすく示すよう留意する。

上記以外については、震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第5 避難路の選定と確保

震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第6 避難先の住民への周知

震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第7 避難誘導標識の整備及び住民への周知

震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第8 応急仮設住宅の確保体制の整備

震災対策編第2編「地震災害対策計画」第1章第8節「避難予防対策」を参照。

第5節 救急・救助、医療体制の整備

災害発生時において、市、県、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図ります。

地震・津波時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて機能が停止したり、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想されます。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成など、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進します。

また、特に、災害直後の初期医療体制、後方医療体制、県及び他の市町村等との広域的な連携体制などを考慮して対策を進めていく必要があります。緊急時の医療救護を迅速に行えるよう、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築します。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進します。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPA T実施要領」によります。

■主な実施担当	健康医療対策課	・	総務課
■防災関係機関等	江津警察署	・	消防本部
	浜田保健所	・	消防団
		・	各医療機関
		・	医師会

第1 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

2 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

4 普通救命講習の普及と自動体外式除細動器（AED）の計画的配備

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

5 災害救援ボランティア組織との連携

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

第2 救急・救助用資機材等の整備

1 救急用装備・資機材等の整備方針

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

2 救助用装備・資機材等の整備方針

風水害等対策編第2編第1章第10節「救急・救助体制の整備」を参照。

第3 情報収集管理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第4 医療救護体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第5 防災訓練

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第6 救護所開設に向けての体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

第6節 交通確保、輸送体制の整備

津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要です。このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進します。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| ■主な実施担当 | 土木建設課 |
| ■防災関係機関等 | 貨物自動車運送事業者 ・ 西日本旅客鉄道(株)
浜田県土整備事務所 |

第1 緊急通行車両の確認申請及び規制除外車両の事前届出

- 1 緊急通行車両の確認申出
風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保・規制体制の整備」を参照。
- 2 規制除外車両の確認申出
風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保・規制体制の整備」を参照。
- 3 届出済証の交付と確認
風水害等対策編第2編第1章第12節「交通確保・規制体制の整備」を参照。

第2 輸送体制の整備方針

- 1 輸送条件を想定した輸送計画の作成
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 2 関係機関相互の連携の強化
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- 1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 2 輸送施設・集積拠点等の指定
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

- 1 啓開道路の選定基準の設定
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。
- 2 道路啓開の作業体制の充実
風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

4 関係団体等との協力関係の強化

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第5 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

1 港湾・漁港啓開の作業体制の充実

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

2 港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

3 関係団体等との協力関係の強化

風水害等対策編第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第7節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び及び防災用資機材の備蓄並びに調達・輸送体制の整備を推進します。

■主な実施担当 総務課 ・ 健康医療対策課 ・ 水道課
■防災関係機関等 西日本旅客鉄道㈱ ・ 貨物自動車運送事業者

第1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 燃料等生活必需品の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

4 医療用資器材・医薬品等の調達協定の締結

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

5 医療用資器材・医薬品等の輸送計画の策定

風水害等対策編第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

第8節 要配慮者等安全確保体制の整備

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい要配慮者は、今後増加することが予想されます。このため、市及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進します。

- | | | | | | |
|----------|---------|---|------------|---|--------|
| ■主な実施担当 | 社会福祉課 | ・ | 高齢者障がい者福祉課 | ・ | 子育て支援課 |
| | 健康医療対策課 | ・ | 包括支援センター | ・ | 総務課 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 | ・ | 浜田保健所 | | |

第1 避難行動要支援者等支援体制の構築

- 1 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 3 避難行動要支援者の避難支援
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

第2 地域における要配慮者対策

- 1 防災設備、物資、資機材等の整備
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 3 緊急連絡体制の整備
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 4 防災基盤の整備
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 5 外国人対策
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 6 避難後の要配慮者への配慮
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。
- 7 避難確保計画の作成・報告
風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

第3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

2 組織体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

3 緊急連絡体制等の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

4 防災教育・防災訓練の充実

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

5 防災基盤の整備

風水害等対策編第2編第1章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照。

第9節 防疫・保健衛生体制の整備

被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備します。

また、津波災害時には、建物の倒壊、浸水等により、大量の廃棄物が発生するおそれがあるとともに、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じます。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となります。

このため、廃棄物等の処理体制を整備して、効果的に廃棄物を処理できるようにしておきます。

- | | | | |
|----------|---------|---|-------------|
| ■主な実施担当 | 健康医療対策課 | ・ | 市民生活課 |
| ■防災関係機関等 | 各医療機関 | ・ | 医師会 ・ 浜田保健所 |

第1 防疫・保健衛生体制の整備

1 市の防疫班の編成

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

2 保健衛生体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

4 精神保健活動体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第2 食品衛生、監視体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第4 動物愛護管理体制の整備

風水害等対策編第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

第10節 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

津波災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠です。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努めなければなりません。

また、広域にわたり甚大な被害をもたらす津波災害による被害を軽減するためには、住民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要があります。

そこで、市は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図ります。

■主な実施担当 総務課 ・ 社会福祉課 ・ 学校教育課 ・ 関係各課
■防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

1 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置付け、育成強化を促進する。

2 水防団、水防協力団体の育成強化

市は県と連携して、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 自主防災組織の育成強化

(1) 津波災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが自主避難等を行い、被災者を救出・救助することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できることから、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

(2) 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、市、県、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

4 防災活動及び避難誘導等における安全確保

(1) 市は、消防団員や自主防災組織等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導等に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民に周知する。

また、訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

- (2) 市は県と連携して、津波災害時の安全確保のため、津波警報等の情報を確実に伝達するための情報伝達体制の整備・確立、津波災害に対する知識と安全管理を高めるための教育訓練の機会の提供などの対策を、県、国や関係機関と連携して取り組む。

5 住民による地区の防災活動の推進

(1) 住 民

市内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(2) 市

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

(3) 地区防災計画と個別避難計画の整合性

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 住民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、住民に対し、家屋の改修及び周辺危険箇所の安全化、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び津波発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

1 普及の方法

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 一般住民に対する周知内容

(1) 津波災害に関する一般的知識

ア 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

イ 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩を原則とすること、自ら率先

して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めること

カ 市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行うこと

キ 市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等がとることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図ること

(2) 津波災害に対する平素の心得

ア 周辺地域における津波災害の危険性の把握

イ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

ウ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

エ 避難の方法（避難路、避難先の確認）

オ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日（推奨1週間）分）

カ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成に合わせて準備）

キ 自主防災組織の結成

ク 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援

ケ ボランティア活動への参加

コ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等

サ ライフラインの途絶時の対策

シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ス 自動車へのこまめな満タン給油

セ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(3) 津波災害発生時の心得

ア 災害発生直後にとるべき行動

a 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。

b 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。

- c 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで
 海浜に近づかない。
- イ 救助活動
- ウ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- エ 避難実施時に必要な措置
- オ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、避難先での行動
- カ 自主防災組織の活動
- キ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ク 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- ケ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等
- コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

3 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外に退避する。
- エ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで退避等を継続する。

4 港の利用者等に対する内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、市等は、その制度の普及促進に努める。

第3 学校教育における防災教育

1 趣 旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校におけるかつ地域の災害リスクに基づいた体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- (4) 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

2 各教科及び学校行事としての防災教育

関連教科において、自然災害の発生メカニズムなど、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあつては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。
なお、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

3 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

第4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

1 防災上重要な施設が行う防災教育

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 防災関係機関が行う防災教育

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第5 事業所における防災教育

1 災害時に事業所が果たす役割

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

風水害等対策編第2編第1章第21節「防災教育」を参照。

第6 防災訓練

1 趣 旨

津波災害時には、市及び各防災関係機関等は、法令または地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

2 津波防災訓練

市及び関係機関は、津波災害時に迅速・確実な情報伝達、住民避難等を実施するため、実践的な津波防災訓練を実施し、津波防災体制の強化に努める。

3 訓練にあたっての留意事項

- (1) 市及び各防災関係機関等は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
災害対策基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（災害対策基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。
また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 救出・救護等において要配慮者への確かな対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- (3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、第1編第3節「災害被害想定」に示した地震・津波災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震・津波災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

1 本部の設置

地震・津波災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水、燃料及び生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、必要物資を調達する。さらに、地震・津波災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生からの早い段階から着手する必要があることに留意する。

このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

本部の設置については、風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 時系列応急対策の概要

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 機関別応急措置の概要

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準と公表

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 組織、編成及び系統

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 災害対策本部の協議事項等

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4 災害対策本部の廃止の基準と公表

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第3 現地災害対策本部

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第4 動員計画

地震・津波災害の防止・軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、災害対策本部においては、次のとおり災害に対処する体制（以下「災害対策」という。）を整え、この災害体制に従って要員の動員を行う。

1 初動体制の確立

(1) 震度4を観測した場合の対応について

ア 職員の危機管理意識を促すため、庁内放送及び防災行政用無線の一斉放送により、注意を喚起すること。

イ 職員の動員体制は震災第1災害体制をとり、災害情報の収集など防災機関の役割を十分意識して災害対応にあたること。

(2) 震度5弱以上を観測した場合の対応について

ア 直ちに市長、副市長、危機管理監が災害対策本部の設置及び今後の災害対策活動について協議を行うこと。

イ 庁内放送、防災行政用無線の一斉放送については、①アと同様とすること。

（緊急地震速報を受信した場合、市防災行政用無線から自動で放送が流れる。）

(3) 勤務時間外及び休日の職員の参集について

ア 職員は、勤務時間外または休日に県西部に震度4以上の地震があったことを知った場合には、テレビ、ラジオ等の報道に注意する。

イ 当該職員は、気象庁における地震情報で、震度が4以上の場合または気象庁本庁または大阪管区気象台から「島根県出雲・石見」に大津波警報や津波警報が発表されたことを知った場合には、動員の通知の有無にかかわらず積極的に登庁し、待機するよう心掛ける。また、地区班は各地区の情報収集にあたる。

(4) 県警、消防本部、自衛隊との連携強化

災害情報の収集にあたっては、県警、消防本部、自衛隊と相互に連携を図り、一体となって災害情報収集にあたることとする。

(5) 防災情報システム及び防災行政用無線の活用の徹底

ア 防災情報システムの活用については、操作訓練の徹底や研修の充実により、災害時に迅速な運用を行うこと。

イ 災害時には、N T T回線の輻輳により、情報連絡等に支障が生ずることもあるため、防災行政用無線による電話やファックス等の複数の情報伝達手段を活用すること。

(6) 迅速な災害活動を行うための災害対策会議の簡素化等

災害時には、迅速な対応が求められることから、会議は口頭による説明を可とし、会議の簡素化を図るとともに会議録による情報の共有化を徹底すること。

2 動員人員の増減

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 災害体制の決定及び災害対策本部設置の通知と動員方法

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

【災害体制の基準】

災害対策本部	種別	時 期	配備体制
災害対策本部設置前	警戒体制 (警戒レベル1)	1 気象警報が江津市に発令されたとき (1)暴風警報 (2)暴風雪警報 (3)大雨警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)津波注意報 (7)高潮警報 (波浪除く) 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が水防団待機水位に達したとき 3 震度3の地震が発生したとき	危機管理監 総務課長 総務課全員 桜江支所長 支所職員 (津波、高潮は除く) 必要と認める課長職及び地区班員
	警戒本部 第1災害体制 (警戒レベル2)	1 災害発生危険があるとき 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 震度4の地震が発生したとき 5 津波警報が発表されたとき	副市長 教育長 危機管理監 技監 参事職全員 必要と認める課長職 総務課全員 桜江支所全員 災害対策に必要な人員と地区班員 消防団正副団長
災害対策本部設置後	第2災害体制 (警戒レベル3)	1 災害の危険が極めて増大したときまたは災害が発生したとき 2 江の川、敬川、八戸川の水位が避難判断水位に達したとき 3 震度5弱以上の地震が発生したとき 4 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部設置 全職員対象
	第3災害体制 (警戒レベル4)	1 災害が発生し、さらに被害が増大するとき	災害対策本部設置 全職員対象
特 別 体 制		市内に突発的事故及び災害が発生したとき	市長が指示

第5 災害対策本部設置後の応援要請並びに他機関への出動

1 災害対策本部内における応援

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 県に対する応援要請

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4 他機関への出動

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第6 従事命令

災害応急対策を実施するために、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、総務部は各部の要請に基づき、奉仕団に応援を要請しまたは労務者の借上げを行う。

1 奉仕団の応援協力

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 労務者の雇上げ

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3 応援要請事項

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4 従事命令、協力命令の実施体制

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

5 損害補償

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第7 県防災ヘリコプターの活用

市は、県に対して県防災ヘリによる応援を要請することができる。なお、大規模災害時においては、県は以下の要領で臨機応援に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮することとしている。

1 県防災ヘリの活用体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2 県防災ヘリの運用

風水害等対策編第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第2節 災害情報の収集・伝達及び広報

津波災害時において、市は災害応急対策を適切に実施するよう、県や防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があります。このため、市が保有している情報伝達手段を効果的に運用し、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保します。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握できるように、市、県及び防災関係機関が相互に密接な連携をとり、災害情報等を収集・伝達することに努めます。

- | | |
|----------|--|
| ■主な実施担当 | 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 西日本電信電話㈱ ・ NHK松江放送局 ・ 松江地方気象台
その他防災関係機関 |

第1 情報管理体制の確立

1 情報管理体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

2 情報連絡手段の確保

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

3 県総合防災情報システムの活用

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

4 防災関係機関等の情報管理体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

第2 津波情報の収集・伝達

1 津波警報等の発表基準及び種類・区分・伝達

津波警報等とは大津波警報、津波警報、津波注意報をいう。

なお、大津波警報については、津波の特別警報に位置付けられる。

(1) 発表基準

ア 大津波警報

担当する津波予報区において予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合

イ 津波警報

担当する津波予報区において予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合

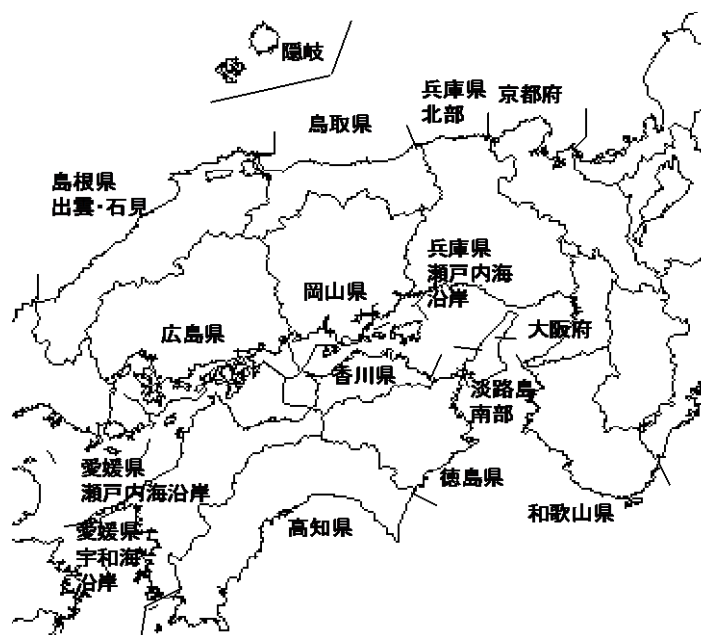
ウ 津波注意報

担当する津波予報区において予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

エ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき、0.2m未満の海面変動が予想されたときまたは津波注意報解除後も海面変動が継続するとき

(2) 津波予報区



津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波警報」、「津波警報」の2種類に区分される。津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

(3) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

ア 津波警報等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 予想される津波の最大波の高さ	10 m 超	巨大
		5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10 m	10 m	
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)

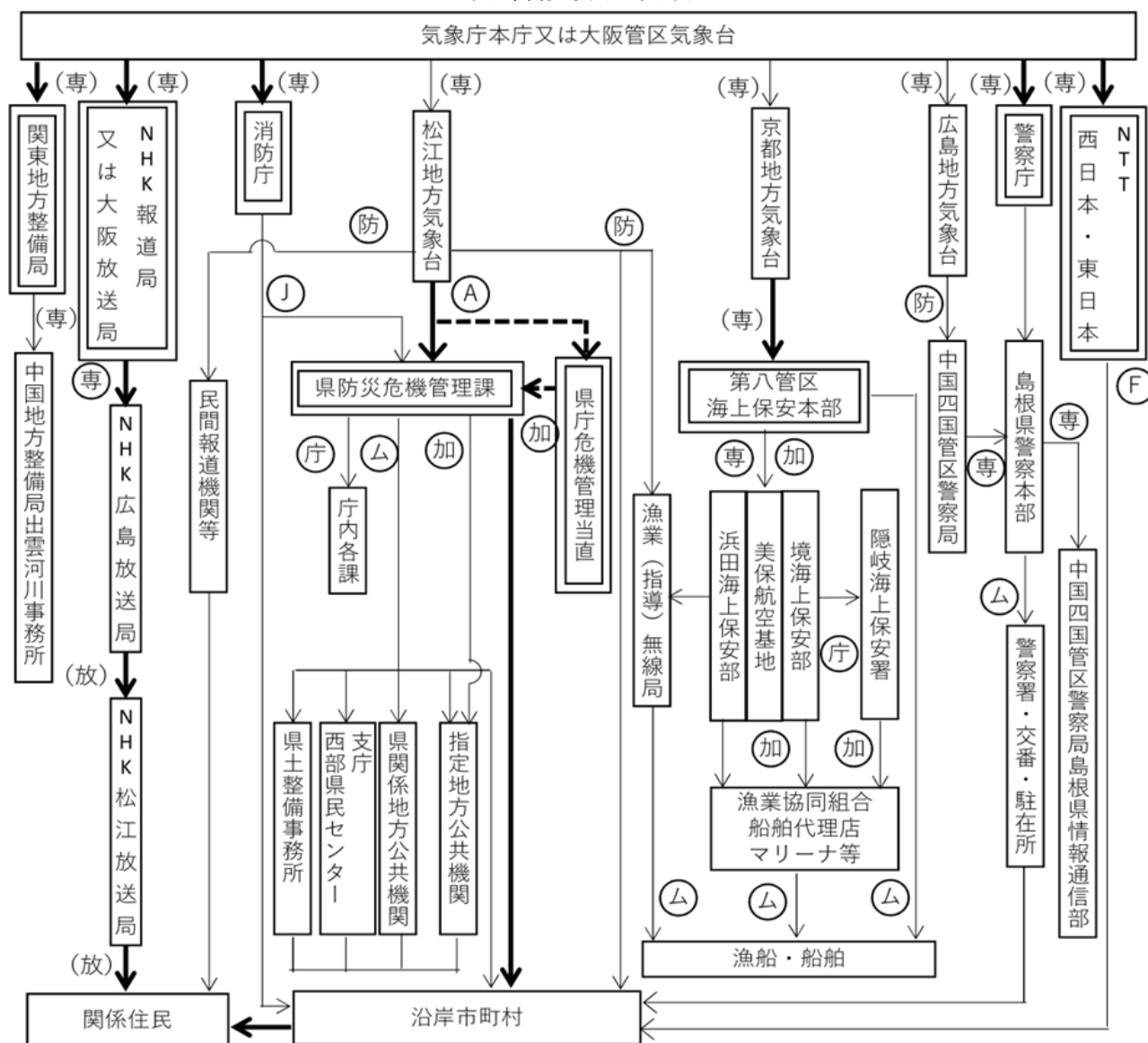
- (注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とそのときに津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波警報等の伝達は次のとおり行う。

津波警報等伝達経路図



(注1) NTT (西日本・東日本) による伝達は、大津波警報、津波警報及び津波注意報 (のうち津波警報解除) に限る。

(専) ……専用電話 (△) ……無線回線 (加) ……加入電話 (F) ……ファクシミリ (J) ……J-ALERT

(防) ……防災情報提供システム (インターネット) (庁) ……庁舎内線 (A) ……アデス・総合防災情報システム

(専) ……専用回線 (放) ……放送 無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は通報の時間を示す。

実線……昼夜とも 破線……勤務時間外のみ

〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間

イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ. 年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

(注3) NHK 松江放送局は、大津波警報、津波警報を緊急警報システム (EWS) により放送する。民間報道機関等は山陰放送テレビ、山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、JR 山陰支社等である。

(注4) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(4) 伝達先の区分

ア 気象官署

気象庁本庁又は大阪管区気象台は、津波警報等を発表または解除したときは、津波警報等の内容を周知のため、次の各防災関係機関に速やかに通知する。

- a 消防庁
- b 中国四国管区警察署（広島地方気象台経由）
- c 第五管区海上保安本部
- d 西日本電信電話㈱・東日本電信電話㈱（ただし、大津波警報、津波警報（ただし大津波警報、津波警報解除のみ）に限る）
- e 日本放送協会大阪放送局
- f 松江地方気象台

イ 受報機関の措置

気象庁本庁又は大阪管区気象台から通知を受けた各防災関係機関及びさらに通知を受けた各防災関係機関は、速やかにそれぞれ次のとおり措置する。

a 中国四国管区警察局関係

中国四国管区警察局は、島根県警察本部へ、島根県警察本部はさらに中国四国管区警察局島根県通信部及び沿岸区域を管轄する警察署へ、警察署はそれぞれの定めるところに従い直ちに沿岸市町村へ通知する。

b 海上保安庁関係

第五管区海上保安本部は、第八管区海上保安本部へ、第八管区海上保安本部は、島根県沿岸を管轄する浜田・境海上保安部・美保航空基地へ通知し、さらに境海上保安部は、隠岐海上保安署に対して通知する。浜田・境海上保安部及び隠岐海上保安署は、直ちに入港中の船舶に周知し巡視船艇により被害状況等の情報収集を実施する。また、美保航空基地は、航空機により同様の情報収集を実施する。

c 西日本電信電話株式会社関係

一般通信に優先して速やかに沿岸市町村へ通知する。

d 日本放送協会

大阪放送局は、直ちに広島放送局へ通知し、広島放送局は松江放送局へ通知するとともにラジオ・テレビの放送を中断し、または字幕によってその周知を図る。松江放送局も同様の方法で周知を図る。

e 気象官署

松江地方気象台は、直ちに島根県防災危機管理課他、防災関係機関等へ通知する。

f 島根県

津波警報等の通知を受けた県は、直ちに沿岸市町村及び県関係地方機関等へ地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等により通知する。なお、本庁内及び県関係地方機関における取扱いは、気象予報及び警報等の取扱いの例による。

g 漁業無線局

津波警報等の通知を受けた漁業無線局は、航行中または入港中の漁船に速やかに連絡する。

h 市

津波警報等の通知を受けた市は、気象等警報受報の取扱いと同様とし、打鐘、サイレン吹鳴、その他市地域防災計画の定めるところに従って措置する。

第3 津波に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

- ア 県内の沿岸（島根県出雲・石見、隠岐）に津波警報等が発表されたとき。
- イ その他、津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から津波警報等及び地震・津波の現象の状況に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ」の表に記載）を発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	各検潮所（※2）における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	各検潮所で観測した津波時刻や高さ発表（※3）。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）。

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 津波計測計が浜田と隠岐西郷に整備されている。

※3 津波観測に関する情報について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(4) 緊急警報放送システム（EWS）

NHKは緊急警報放送システムにより「大津波警報」、「津波警報」を放送する。

第4 被害情報等の収集・伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項であるため、市をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 調査の実施者

ア 県管理以外の被害については、市において行う。調査実施が困難な場合は、県に協力を要請することができる。

イ 市長は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

(2) 調査の種類

調査の種類は災害時期別に次のとおり行う。

ア 発生調査

市は災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。

本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

イ 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、被害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、できる限りその都度行う。

ウ 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。

本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期する。

(3) 調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

(4) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準（1）による。ただし、発生速報にかかる被害については、判定基準（2）による。

判定基準の一覧表は、風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

(5) 被害状況の通報及び被害状況報告

被害状況報告の系統図は、風水害等対策編第2編「風水害対策計画」を参照。

ア 関係機関の行う通報及び報告

- ① 江津市防災会議を構成する機関が、それぞれの機関において収集した災害情報の系統機関への報告は、各機関において定められた基準に従って行うこととするが、収集した情報のうち、必要と認められるものについては、速やかに防災会議会長あて通報する。

◎連絡事項

- a 災害の原因
- b 災害発生の日時
- c 災害発生場所または地域
- d 災害の程度（事項別内訳被害程度）
- e 応急措置（事前措置を含む。）の概要
- f 復旧状況
- g 今後の措置方針
- h 災害対策本部設置の有無

i その他必要と認める事項

- ② 防災会議会長は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAX等で伝達する。

イ 市における通報及び報告

① 通報責任者

市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、県総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

② 被害状況等の取りまとめ及び報告

○市から県への報告

市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。特に、行方不明者の数は捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となったものについて、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)または県に連絡する。

- ・各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ県総合防災情報システムによる所定の様式により行う。
- ・災害発生速報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課(本部設置後は、総務部庶務班)及び浜田県土整備事務所に報告する。
- ・被害状況の報告にあたっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告する。
- ・被害規模を早期に把握するため、市(消防本部)は情報(119番が殺到する状況等)を積極的に収集し、県及び国へ報告する。

○市から国への報告

市が県に報告できない場合または特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録した場合、市は、第一報を県に対して行うだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報の報告についても引き続き消防庁に対して行う(第3直接即報基準)。

③ 報告の種類及び時間

報告の種類及び時間は、風水害等対策編第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

第5 災害広報の実施

1 基本事項

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

2 広報の方法

地域に密着した範囲の災害に関する広報については、市は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

(1) 広報内容

ア 地震・津波発生直後の広報

- a 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）
- b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）
- c 避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報を覚知し、避難指示等を実施した場合、即時広報等）

イ 津波による被害発生時の広報

- a 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- b 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- f 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

ウ 応急復旧活動段階の広報

- a 市民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- b 給食・給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

エ 支援状況受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入方法・窓口等に関する情報

オ 被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

キ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

(2) 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県または報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握

できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 防災行政用無線（戸別受信機・屋外拡声装置）、CATV等による広報

イ 広報車による広報

ウ ハンドマイクによる広報

エ 広報紙、掲示板による広報

オ インターネットによる広報

 a ホームページ等を活用した広報

 b 携帯電話を活用した情報提供

 c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

第6 関係機関等による災害広報の実施

1 基本事項

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

2 広報の方法

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

第7 住民等からの問い合わせに対する対応

1 体制の整備

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

2 安否情報の提供

風水害等対策編第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

第3節 避難活動

地震時の津波災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置をとる必要があります。特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じます。また、市は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 保健福祉班 ・ 土木・建築班 ・ 産業班
■防災関係機関等 消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

風水害等対策編第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市、海上保安官署及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 市

- a 直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

- b 沿岸市町村に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ・テレビ等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間はNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには住民等に対して直ちに避難指示等を発令する。このほか県、警察及びN T T事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとる。

- c 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に漏れないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

イ 海上保安官署等のとるべき措置

- a 海上保安官署のとるべき措置

海上保安署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、または港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

ｂ 船舶所有等のとるべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避出来ない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

ウ 関係住民のとるべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、市長の避難指示等の有無に関わらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう可能な限り、ラジオ・テレビの放送を聴取する。

(2) 火災、危険物等の漏えいからの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、または危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

(3) 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、土砂災害警戒区域等における土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第4節 救急・救助、医療及び警備活動

津波災害時における、家屋の流失等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要が生じます。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施します。

広域的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想されます。このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立します。

市、県、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携のもとに一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行います。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要です。なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」によります。

＜救急・救助＞

- | | |
|----------|-------------------------|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 消防本部 ・ 医療機関 ・ その他防災関係機関 |

＜医療救護＞

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| ■主な実施担当 | 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 日本赤十字社島根県支部 ・ 島根県医師会 ・ 消防本部
浜田保健所 |

＜警備活動＞

- | | |
|----------|------------------------|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 教育班 ・ 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 島根県警察本部 ・ 江津警察署 ・ 消防本部 |

第1 救急・救助活動

1 救急・救助活動

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

2 住民及び自主防災組織による救急・救助活動

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

3 惨事ストレス対策

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

4 救急・救助活動時の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

第2 医療救護活動

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第3 助産救護活動

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第4 傷病者等の搬送

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第5 特別に配慮を要する患者への対応

風水害等対策編第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第6 災害警備体制の確立

1 県警備本部の設置

(1) 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で県沿岸に大津波警報が発表された場合または大震災が発生し、もしくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(2) 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で県沿岸に津波警報が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警察署災害警備本部

津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

第7 災害警備措置

風水害等対策編第2編第2章第11節「警備活動（県警の対応）」を参照。

第5節 緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

地震・津波発生直後の津波災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行います。

〈交通確保〉

- | | | | | | |
|----------|-----------|---|------|---|-----------|
| ■主な実施担当 | 土木・建築班 | ・ | 総務班 | ・ | 産業班 |
| ■防災関係機関等 | 江津警察署 | ・ | 消防本部 | ・ | 浜田県土整備事務所 |
| | その他防災関係機関 | | | | |

〈緊急輸送〉

- | | | | | | |
|----------|-------|---|------------|---|-----------|
| ■主な実施担当 | 産業班 | ・ | 総務班 | | |
| ■防災関係機関等 | 江津警察署 | ・ | 貨物自動車運送事業者 | ・ | その他防災関係機関 |

第1 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認の申出

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 規制除外車両の事前の届出

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

3 緊急通行車両の事前届出・確認

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第2 道路啓開

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

1 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、市及び県は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

2 道路啓開作業の実施

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第3 湾港及び漁港啓開

1 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 港湾及び漁港啓開作業の実施

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

3 航路等の障害物除去

風水害等対策編第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

第4 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2 緊急輸送の対象

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第5 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2 輸送条件

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第6 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2 輸送拠点等の確保

風水害等対策編第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

大規模津波災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、市及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要があります。

そのため、市は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施します。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めます。

＜食料＞

- | | |
|----------|--|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 産業班 |
| ■防災関係機関等 | 中国四国農政局島根農政事務所 ・ 地区トラック協会
日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関 |

＜飲料水等＞

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ■主な実施担当 | 上下水道班 ・ 保健福祉班 ・ 総務班 |
| ■防災関係機関等 | 県（防災部・健康福祉部・環境生活部）・ その他防災関係機関 |

＜生活必需品等＞

- | | |
|----------|--|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 産業班 ・ 保健福祉班 |
| ■防災関係機関等 | 貨物自動車運送事業者 ・ 江津市社会福祉協議会 ・ 自衛隊
日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関 |

第1 救援物資供給の留意点

1 発生時の人口分布と対策

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

3 地域特性と対策

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

4 被災者のニーズへの配慮

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第2 食料の確保及び供給

1 食料の調達

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 食料の供給

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

3 食料の輸送

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第3 飲料水等の供給

1 給水の実施

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 災害救助法に基づく措置

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第4 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の確保

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

2 生活必需品等の給与

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

3 生活必需品等の輸送

風水害等対策編第2編第2章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給」を参照。

第7節 要配慮者の安全確保

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動を取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすいといえます。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となります。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進します。

- | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---|-------|---|-----------|---|--------|---|-------|
| ■主な実施担当 | 総務班 | ・ | 教育班 | ・ | 産業班 | ・ | 土木・建築班 | ・ | 上下水道班 |
| | 衛生班 | ・ | 保健福祉班 | | | | | | |
| ■防災関係機関等 | 江津警察署 | ・ | 消防本部 | ・ | その他防災関係機関 | | | | |

第1 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第3 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 児童の保護等のための情報伝達

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

3 ひとり親家庭等の支援

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第4 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 外国人の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2 市及び県への応援要請等

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

3 市及び県の支援活動

風水害等対策編第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第8節 文教対策

市及び学校管理者は、災害発生時に保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設において、乳幼児、児童生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、早期の復旧に備えます。市においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施するよう努めます。

■主な実施担当 教育班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等 島根県教育庁 ・ 各学校 ・ 各保育所

第1 児童等の安全確保・施設被害状況確認

1 最優先課題

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

2 地震・津波発生時の対応

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

3 児童等の保護者への引渡し

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第2 応急対策の実施

1 災害時の対応

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第3 応急教育の実施

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第4 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 基本事項

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

2 給与の実施

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

3 授業料等の減免措置

風水害等対策編第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

第9節 防疫・保健衛生等に関する活動

津波災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図ります。

〈防疫・保健衛生〉

■主な実施担当

衛生班 ・ 保健福祉班

■防災関係機関等

島根県医師会 ・ 医療関係機関 ・ 浜田保健所

その他防災関係機関

〈廃棄物処理〉

■主な実施担当

土木・建築班 ・ 産業班 ・ 衛生班 ・ 保健福祉班 ・ 総務班

■防災関係機関等

貨物自動車運送事業者 ・ 島根県環境生活部 ・ 江津市建設業協会

〈遺体対策〉

■主な実施担当

総務班 ・ 衛生班 ・ 保健福祉班

■防災関係機関等

島根県健康福祉部 ・ 江津警察署 ・ 消防本部 ・ 医療機関

その他島根県医師会

第1 防疫活動

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう、十分留意する。

第2 保健活動

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第3 精神保健活動

風水害等対策編第2編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

第4 廃棄物処理

1 災害廃棄物の発生量

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

2 応援体制の確保

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

3 処理対策

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

第5 し尿処理

1 作業体制の確保

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

2 し尿処理量の推定

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

3 処理対策

風水害等対策編第2編第2章第22節「廃棄物等の処理」を参照。

第6 遺体対策

1 遺体の搜索

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

2 遺体の輸送、遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

3 遺体の検視等

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

4 遺体の埋・火葬

風水害等対策編第2編第2章第24節「遺体対策」を参照。

第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動

応急対策活動上重要な社会公共施設をはじめ、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道、空港等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、津波災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たします。

このため、施設管理者と市、県及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施します。地震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じます。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行います。

〈建築物〉

- 主な実施担当 土木・建築班
- 防災関係機関等 浜田県土整備事務所

〈農作物、家畜及び関連施設〉

- 主な実施担当 産業班
- 防災関係機関等 西部農林水産振興センター

〈ライフライン〉

- 主な実施担当 土木・建築班 ・ 上下水道班 ・ 総務班
- 防災関係機関等 中国電力(株) ・ 中国電力ネットワーク(株) ・ LPガス事業者
西日本電信電話(株)

〈交通施設〉

- 主な実施担当 土木・建築班 ・ 産業班
- 防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 西部農林水産振興センター

〈河川及び海岸施設〉

- 主な実施担当 土木・建築班 ・ 産業班
- 防災関係機関等 浜田県土整備事務所

第1 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。このため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、対応する。

第2 建築物の応急対策

1 応急対策実施体制の整備

(1) 市

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、所轄する浜田県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

(2) 建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を確立し、市及び県が実施する応急対策活動に協力する。

(3) 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し関係機関の周知を図る。

特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

2 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。

ただし、市に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

3 応急危険度判定の実施

津波により被災した建築物の地震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

(1) 市

津波災害後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報した上で応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるが、市で対応できないものは県に必要な支援を要請する。

(2) 建築関係団体

(一社)島根県建築士会は、応急危険度判定士等への連絡体制を整備し、県から応急危険度判定士の召集に関する要請を受けた場合は、会員等に判定活動への参加を要請する。

また、建築関係団体は、応急危険度判定の準備及び実施にあたって、市または県から要請を受けた場合は必要な協力を努める。

4 応急対策業務への応援

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣または支援をする。

5 宅地危険度判定の実施

津波により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

(1) 市

津波災害発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

6 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏えい及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最

小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

第3 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

市長は、地震が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する支庁農林局または西部農林水産振興センターに被害状況を報告する。

第4 ライフライン施設応急復旧体制

1 災害情報の収集・伝達

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

2 災害応急活動体制の確立

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

3 応急措置の実施

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

4 災害広報等の実施

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

第5 交通施設の応急対策

1 道路施設の応急対策

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

2 港湾及び漁港施設の応急対策

風水害等対策編第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

第6 河川及び海岸施設の応急対策

1 河川及び海岸保全施設応急対策

津波により河川、海岸が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。

また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行い、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

2 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む。）

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

3 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。

これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

第11節 住宅確保及び応急対策

住宅が津波による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、または応急住宅の提供を行います。
また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努めます。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 総務班
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 島根県健康福祉部

第1 応急住宅の提供

1 方針

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

2 公的住宅の提供

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

3 応急仮設住宅の建設

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第2 被災住宅の応急修理

1 方針

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

2 実施内容

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第3 住宅関係障害物除去

風水害等対策編第2編第2章第25節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第12節 農林漁業関係被害の拡大防止

地震・津波災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されます。
このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施します。
また、農林水産業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害・震災以外にも雪害、霜害、干害など多様な災害の発生が考えられます。これらの各種災害に対しても考慮し、関係機関と連携して、的確な対応策を講じます。

- | | |
|----------|---|
| ■主な実施担当 | 産業班 |
| ■防災関係機関等 | 島根県農業協同組合 ・ 西部農林水産振興センター
(有) ふるさと支援センターめぐみ
江津漁業協同組合 ・ 江川漁業協同組合 ・ 江津市森林組合
邑智郡森林組合 |

第1 農作物、家畜対策

1 農作物対策

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

2 家畜対策

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第2 林産物対策

1 被害状況の把握

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

2 災害対策技術者指導

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

3 風倒木の処理指導

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

4 森林病虫害等の防除

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

5 凍霜害防除

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第3 水産関係対策

風水害等対策編第2編第2章第26節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第3章 津波災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

震災復旧計画においては、地震・津波災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施します。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

- | | |
|----------|---|
| ■主な実施担当 | 総務班 ・ 土木・建築班 ・ 産業班 ・ 上下水道班 |
| ■防災関係機関等 | 浜田県土整備事務所 ・ 西部農林水産振興センター ・
その他防災関係機関 |

第1 災害復旧事業計画の作成

1 事業計画の作成方針の検討

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2 支援体制

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第2 災害復旧事業の実施

1 公共施設の復旧等

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2 災害復旧事業計画

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第3 復興計画の作成

1 震災復興計画の作成

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2 防災まちづくり

風水害等対策編第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第2節 生活再建等支援対策の実施

地震災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講じます。

■主な実施担当	総務班 ・ 教育班 ・ 産業班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等	県 ・ 住宅金融公庫 ・ 社会福祉協議会 ・ 郵便局 西日本電信電話㈱ ・ その他防災関係機関

第1 被災者の生活相談

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第2 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第3 義援金、義援品の受付、配分

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

1 義援金等の受付、配分

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 義援品の受付、配分

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第4 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 被災中小企業への融資

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 被災農林水産業関係者への融資

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第5 郵便等の支援措置

1 郵便関係

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 為替貯金関係

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 簡易保険関係

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

4 災害寄附金の料金免除の取扱い

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第6 税等の徴収猶予、減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

1 国税の徴収猶予及び減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 老人医療対象者に係る一部負担金の減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

4 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

5 福祉施設の費用負担の減免

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第7 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第8 被災者生活再建支援法に基づく支援

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

1 対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、震災関連の自然災害は、地震及び地震に伴う津波等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

以下、風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2 支援金の支給

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第9 被災者の被災状況の把握

風水害等対策編第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めています。

市に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要です。そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めます。

〔関係法令〕 ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 産業班 土木・建築班

■防災関係機関等 県 ・ 指定公共機関 ・ 指定行政機関 ・ 浜田県土整備事務所

第1 激甚災害指定手続

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第2 激甚災害指定基準

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第3 局地激甚災害指定基準

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第4 特別財政援助等の申請手続等

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第5 激甚法に定める事業及び県関係部局

風水害等対策編第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

江津市地域防災計画
【震災対策編】

令和7年2月

〒695-8501

島根県江津市江津町 1016 番地 4
江津市総務課

TEL 0855-52-2501

FAX 0855-52-1380